

レンギョウ

師は里村氏(紹巴の後裔)坂氏世襲せり、里村氏は京都に住し(連歌始の時のみ出府す)本家は百石二十人扶持を給せられ、坂氏は江戸根岸に住し無給とす、大抵兩氏の人員五六名あり、稀に連衆の故參にして、連歌師となれるものなきにあらず、なほ別に連歌始の時登城して、連歌の一行に加はるるものを連衆と稱す、多くは神官僧侶を以てこれに補す、人員十人内外あり、并に無給とす、また連歌師連衆は共に寺社奉行の支配なり(年中定例記、家忠日記、慶長見聞案紙、武徳編年集成、半日閑話、徳川實紀、幕朝年中行事、武鑑)

廉義公 藤原賴忠をいふ、二人以上にて、各々一句を案じ、合して一首の漢詩を爲すものをいふ、所謂寄り合作りの詩なり(連歌始の支那にては、漢武の柏梁臺より權輿す、六朝の詩已にこれあり、唐の文宗、柳公權と聯句の詩ありてより、李太白、顔真卿、韓退之等皆これに巧なりき、我國にて此事ありしは、大津皇子の「天紙風筆畫雲鶴、山機霜杼織葉錦」といへる句に、後人が「赤雀含書時不至、潜龍勿用未安寢」と續けたること、懷風藻に見えたるをばじめとす、これより以來平安朝時代には、公卿文人間等に行はれたること、江談抄、本朝無題詩、古今著聞集、台記等に見えたり、また室町時代には五山の僧徒好んで此技を爲したりしが、江戸時代に入りては大に衰頹せり、而して後世は、多く戯論に出でたり、また句の数は少きは二句に止り、長きは五十句百句に及ぶもあり、甚しきは三千句を聯れたるもあれど、これは特例なり、玉葉文治三年二月廿七日の條に「御書所作文(中略)先例連句不過五韻(中略)而天永以往、多者有二十餘

韻、餘可追舊例之由、豫以仰宗隆、仍連句有三十韻」とあれば、古くは五韻に留まりしものなるべし、なほ其法は、詩體に「今言ふ聯句に、和製にして漢法にあらず、連歌より出でたるにや、韻法限りあり、多く隔句對にて起す、隔句對ならざるを獨句と云、平側詩の通り、先唱ふものを唱句と云、繼者を對句と云、其法頗る詩と異り、皆此方の造爲なり、故に風城聯句の序にも、本朝之準式、有異于殊域也と書けり」と見えにり、(作詩志、詩體、聯句、書峯文集、遊遊笑覽)

蓮華光院 關西在山城國葛野郡安井○安井門跡と稱す(關西眞言宗、大覺寺派)關西後白河天皇の皇女亮子内親王(殷富門院)創建する所、土御門天皇の皇子道圓法親王入嗣後、歷代法親王門跡たり、元祿年中觀勝寺に併せ、大徳寺の管する所となる、明治初年全く廢絶す(山城名勝志)

蓮華峰寺陵 蓮華峰寺陵 後宇多天皇、及び龜山天皇皇后藤原信子の御陵、土人八角堂と稱す、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、初め後宇多天皇、八角堂を蓮華峰寺に造り、五輪塔を設け、遺詔して御骨を塔の中心に安置しむ、又龜山、後二條の二天皇及び京極院、遊義門院の遺骨を、其四隅に置かしむ、兆域面積六百九十五坪餘(山陵志、禮樂志、陵墓一覽、平安通志)

蓮華王院 關西在山城國下京區瓦町三十三間堂廻り町○世に三十三間堂と稱す(關西天台宗、妙徳院に屬す)○本尊千手觀音(關西通志)二條天皇長寛二年、後白河法皇の創建にして、大佛師滿慶、小佛師康圓康清等の影造せる千手千眼觀音の像一千一體及び二十八部衆像を安置す、

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

連着鞞 鞞の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやくしりがい」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞞總不得連着、但聽著鞞及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞞の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるされず、但鞞の辻の所と、鞞の端とに

レンギョウ

此地はもと法住寺殿の西北部に在り、元暦二年七月地震の爲め破損し、其後建長元年三月炎上し、同三年再建して、八月十日上棟式を行はる、文永三年四月龜山天皇、後嵯峨、後深草兩上皇臨幸、供養式を行はる、今の堂宇は建長三年の營築にして、東西衍行六十五間二尺三寸、梁行九間一尺八寸五分、柱百五十八本あり、堂内を分ち、西を佛壇とし、中央を本尊胎尊の座とし、南北を千體佛の座となす、東は拭板敷にして、中央の東に前拜あり、衍行十三間三尺四寸、梁行二間三尺八寸餘、四方に廻廊あり、本堂の裏にて古昔射式を行ひたり、南門西門亦數百年前の古建築なり、西門は大門の崩門と移したりしが、京都帝室博物館設立の際、之を東寺に稱したれば、今は存せず○三十三間堂の通矢は「サンジフサンケン」ダウの條に述べたり、參看すべし(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

連座 犯罪者に連帶して、其罪の責任を預つるを云ふ(關西)王朝時代の制、同司官人の中に、公犯を犯す時は、四等連座の法に據るものにして、所由を以て首とし、餘を從とす、假令ば主典所由ならば主典を首とし、判官を第二從、次官を第三從、長官を第四從とし、其等差に従ひて罪を科せり、鎌倉室町兩時代には、定まれる規制なかりしがごとし、江戸時代には、犯罪地の家主、五人組、及び名主、組頭其罪に座したり、但し罪の輕きは連及することなかりき、また重罪のものは、其妻子眷族皆之に連座する定なりしも、八代將軍徳川吉宗の時、庶人に限りて、これを停めたりき(徳川實紀、古事類苑法律部)

鞞車 關西人の手して輓く乗用車を云ふ、手車、腰車、小車とも云ふ、後世輿を風

連如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激品し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

蓮如 名號幼名布袋庵、また幸廣、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諭す(關西)圓乘(存如)の長子、本願寺の第八世なり(關西)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓乘寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勸化極めて盛んにして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際

ランバ—レンシ

頼る。蓋し三井は叡山と隙あるを以てなり、此間また常に堅田金森に往來して盛んに教を演べ、後ち東國及び攝河の地に巡遊す、應仁二年再び近江に歸り、明年寺を南別所に創む、近松顯證寺、これなり、文明三年四月感ずる所あり、飄然去りて北陸に赴き、越前吉崎に一字を建つ、遠近其風を傳へ、遂に奥羽に至るまで、男女老若聚り來るもの多し、蓮如此地にあること五年、力を盡して祕事法門の邪義を推き、努めて諸宗誹謗、諸神輕蔑の弊を矯む、時に加賀國司富樫政親、專修念佛の徒相黨して武人に抗するを惡み、事によりて之を平げんとするの意あり、文明六年政親人をして甥に火を吉崎坊に放ちて焼かしめ、且蓮如を害せんとす、蓮如即ち文明八年八月密に若狭に遁れ、轉じて攝津に赴き、更に河内紀伊の諸國に行化し、出口の光善寺、富田の教行寺、堺の信證院等皆此間に成る、十年また江州に入り、明年山城宇治山科に佛殿を營みて本寺となし、十四年に至りて成る、松林山本願寺と號す、延徳元年寺務を光兼(實如)に委して南殿に居り、明應五年九月攝津石山に別院を創立して隱退の處となす、八年二月廿五日山科に寂す、年八十五、蓮如の人を導くや、其言を簡易にして法要を説き、無智の民をして、皆能く教義の真意に透徹するを得せしめたり、世に本願寺の中興と稱す、其孫顯如が、蓮如の遺簡八十通を撰び、編して五帖となす、御文と稱するものこれなり、其他帖外御文七十四通あり、また夏御文、改悔文、白骨の御文等の如き、只一片の書牘の如しと雖、また本宗重要な憑據たり(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

レンシ 連判 連署(レンシヨ)を見よ、
レンシモンケフ 連判 連署(レンシヨ)を見よ、
レンシモンケフ 連判 連署(レンシヨ)を見よ、

ロウキ—ロウコ

頼る。蓋し三井は叡山と隙あるを以てなり、此間また常に堅田金森に往來して盛んに教を演べ、後ち東國及び攝河の地に巡遊す、應仁二年再び近江に歸り、明年寺を南別所に創む、近松顯證寺、これなり、文明三年四月感ずる所あり、飄然去りて北陸に赴き、越前吉崎に一字を建つ、遠近其風を傳へ、遂に奥羽に至るまで、男女老若聚り來るもの多し、蓮如此地にあること五年、力を盡して祕事法門の邪義を推き、努めて諸宗誹謗、諸神輕蔑の弊を矯む、時に加賀國司富樫政親、專修念佛の徒相黨して武人に抗するを惡み、事によりて之を平げんとするの意あり、文明六年政親人をして甥に火を吉崎坊に放ちて焼かしめ、且蓮如を害せんとす、蓮如即ち文明八年八月密に若狭に遁れ、轉じて攝津に赴き、更に河内紀伊の諸國に行化し、出口の光善寺、富田の教行寺、堺の信證院等皆此間に成る、十年また江州に入り、明年山城宇治山科に佛殿を營みて本寺となし、十四年に至りて成る、松林山本願寺と號す、延徳元年寺務を光兼(實如)に委して南殿に居り、明應五年九月攝津石山に別院を創立して隱退の處となす、八年二月廿五日山科に寂す、年八十五、蓮如の人を導くや、其言を簡易にして法要を説き、無智の民をして、皆能く教義の真意に透徹するを得せしめたり、世に本願寺の中興と稱す、其孫顯如が、蓮如の遺簡八十通を撰び、編して五帖となす、御文と稱するものこれなり、其他帖外御文七十四通あり、また夏御文、改悔文、白骨の御文等の如き、只一片の書牘の如しと雖、また本宗重要な憑據たり(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

ロウキ 籠居 武家時代に於ける刑名、自宅に籠りて謹慎するをいふ、後鳥羽天皇の文治元年に、高階泰經が勅定により籠居したるを以て初見とす、江戸時代には、公卿并に士人に科したり、但その以前にありても、庶人を處したること書籍に見當らざれば、同じく公卿武人に限りたるもの、ことし(吾妻鏡、古事類苑法律部)

ロウゲシヤク 鏤牙尺 物指の一種、唐の尺にて、大和國法隆寺に藏する象牙尺は、是なりといふ、遺唐使歸化人などの持ち來りしもの、寺家に入りしが、傳はれるならん、象牙尺(ザウゲシヤク)「モノサシ」參看、

ロウコク 漏刻 時を計る器具、水時計ともいふ、**ロウコク** 詳かならず、澁川景祐の記す所によるに、水を入る、の箱四つあり、第一箱を夜天地、第二箱を日天地、第三箱を平壺、第四箱を萬水壺と稱す、高さ遞下して相並び、水漏の管ありて箱と箱とを連續せり、まづ水を第一の夜天地に注ぎ、其水漏れて日天地に入り、次で平壺に入り、終りに萬水壺に入る、萬水壺の水海には箭を立てたり、故に壺中水なきの間は、箭羽の本まで壺中に没すれども、水の入るに従ひ、矢浮び出づるなり、箭には時刻を刻みければ、それによりて刻数を量る、時刻の分ちかた又詳かならざれども、天智天皇の時に造られしもの、唐製を模したるものなれば、百刻なりしなるべし(唐書地理志)

ロウコ—ロウケ

天智天皇十年四月、漏刻を新台におきたるをばじめとす、これは天皇未だ皇太子たりし時、親ら製し給へるものなりき、大寶令の制、陰陽寮に漏刻博士、守辰丁あり、漏刻博士は二人にして、守辰丁を率ゐ、漏刻の節を伺ふ事を掌り、守辰丁は二十人にして、漏刻の節を伺ひ、時を以て鐘鼓を撃つことを掌る(博士の官位は、令制從七位下なりしが、職原抄には「五位六位共任」之とあれば、後には位高きものも任ぜしなり)而して此器天治年間までありしことば明かなれど、其後いつしか中絶したりしを、保元二年十一月一時再興したりしが、久しからずしてまた絶え、順徳天皇の頃には、既に此器なかりしこと禁秘抄に見えたり、「トケイ」參看(文藝類纂)

ロウコクハカセ 漏刻博士 名トキモリノハカセとも又トキモリツカサとも云ふ、唐名司辰、又司辰、司刻とも云ふ、**ロウコク** 守辰丁を率ゐて漏刻の節を伺ひ、守辰丁に鐘鼓を打たしむ、從七位下の官二人を以て定員となす、陰陽寮の被管(原)文武天皇の大寶元年制定す、後世權博士を置く、陰陽寮五位六位の輩を以て之に任ず(令義解、職原鈔)

ロウケフ 六衛府 左左兵衛府、左右衛士府、衛門府、中衛府を云ふ、衛府(エフ)及び各條參看、

ロウランシ 鹿苑院 足利義滿(アシカガヨシミツ)を見よ、

ロウランシ 鹿苑寺 所徳山城國葛野郡衣笠村(原)臨濟宗、相國寺派○本尊正觀音(原)義滿の地に別業を營み、義滿薨するに及び、遺命して禪刹となし、相國寺に附す、疎石を追尊して、開山となす、爾來本寺を北山門跡と唱へしが、應仁永

ロクゴ—ロクケ

祿兩度の兵火に罹り、金閣、不動堂を除くの外、總て燒失し、甚だ荒廢せり、風林住持の時、後水尾法皇の勅命を蒙り、寛文元年九月二十九日行幸あり、此時新に夕佳亭を建て、此にて御遊ありと云ふ、延寶六年同帝の寄附により、本堂、書院等を再興し、今日に及べり、金閣(キンカク)參看(山城名勝志、平安通志)

ロクカウウチ 六郷氏(出羽本庄) 姓は藤原、爲憲七世の孫二階堂行政の子行忠より出づ、九世の孫忠行、寶徳元年政所執事となり、評定案に加へらる、其二男定行、出羽仙北郡六郷の地頭となる、男道泰、六郷阿波守と稱し、居城を六郷に築く、二男道行、天文十九年最上出羽守に仕ふ、其子政策、慶長五年上杉景勝の叛するや、徳川家康に通じて軍功あり、七年五千九百石加賜せられて、常陸府中に治す、元和九年一萬石加賜、出羽本庄に移る、前封と合せて二萬四百石、寛永九年政勝、四百石を弟政秀の子政慶に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

政乗 政勝 政信 政晴 政長 政林
政純 政恒 政殷 政鑑

ロクギ 六議 王朝時代に於て議の特典に與るを得べき議親、議故、議賢、議能、議功、議貴の六種をいふ、**ロクギ** の條を見よ、

ロクケツツエ 六月會 延暦寺の勅修法會を云ふ、六月四日は傳教大師最澄の入滅したる忌日なれば、毎年當日より五日間、延暦寺に於て、法華十講を行ひ論議あり、六月に行ふを以て、六月會と稱す、建保二年五月六日勅して御齋會に准ぜられ、同廿七日勅使登山し、爾來勅修法會となり、毎年嚴

ロクサ—ロクシ

修せらる(拾芥抄、皇朝天台史略)

ロクサイニチ 六齋日 佛徒が毎月謹愼すべき六種の日、即ち八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、晦日といふ、齋は物忌の義なり、この日人々殺生を停め、精進を行ふ、蓋し佛説に、右の六箇日は、惡鬼人を逐ひて命を奪はんとし、疾病凶衰等不吉の事多しといへり、故に持齋して善を修し、福を作らんとするの意より、かゝる風を生じたるなり阿含經に「若當六齋日、奉持八戒、一日一夜、福不可勝」と見ゆ、持統天皇五年二月公卿等に詔し、六齋を行はしめしを以て、我國における六齋の起原となす、これ實に聖德太子の奏請に係る、水鏡、太子傳等によれば、天下に令して殺生を禁じたりとあり、尋で大寶の令制、また六齋日は公私とも殺生禁斷のことを規定せり(書紀、水鏡、律證集覽、日中行事注)

ロクサウ 緑衫 襲の色目の名、雜事抄には、表裏裏裏、助無智抄には裏紫といへり、

ロクシカリン 六字河臨法 六字の眞言を唱へて修する法を云ふ、六字は即ち六觀音にて、利六趣ある故に六の名あり、河に臨む時船を以て道場となし、七瀬の祓あり、此法に弓箭刀鏡等不斷等あり、經に「若有入、誦持此六字神咒王經、假令咒枯樹、可得還生、生枝葉、何況人身使某甲得受百歲、得見百秋、諸佛所說阿難所持」とあり(佛說阿彌陀佛經、佛所說阿難所持)とあり(阿彌陀佛經、佛所說阿難所持)とあり、後中絶し、阿彌陀佛眞靜之を再興す、天喜元年三月聖朝の爲め仁運律師之を修す、康平七年三月六日藤原忠實の第に於て、長安僧都之を修す、承暦四年閏八月二十二日繪旨により、但馬守藤原俊綱臥見の別業に於て、金剛壽院座主覺尋之を修す、嘉

ロクシ

永元年院宣によりて、鳥羽殿に修す、建保中鎌倉に於て、忠快法師之を修す(諸法要略抄)

ロクシヤ 六侍者 禪宗にて和尙に近侍する六種の僧役の總稱、一に巾着、二に應答、三に書錄、四に衣鉢、五に茶飯、六に幹辦なり、是等は常に和尙の室中に近侍して各分擔して和尙の用を辨するなり(禪林象器箋)

ロクシフ 六十六部 廻國巡禮の一種、法華經一部づゝを全國の靈場に納むる事を、本願として廻國せる行脚僧をいふ、總計六十六部の經文を納むるが故に名く、此事桂川地藏記に見えれば、室町時代より起りしものなるべし、江戸時代には僧俗ともに之を勤め、中には妻子を率ゐたるものあり、經文は、國分寺もしくは一の宮に納めたりといふ、されど其多くは納經等のことなく、只廻國して乞食するに過ぎず、其風俗も、天蓋を頂き、白衣を著し、笈を負ひ、錫杖を携へたり、「ジュンレイ」參看(後訓栞、俚言集覽)

ロクシヤク 六尺(陸尺) 江戸時代駕籠昇の人足、または下男の類をいふ、乗物の棒は一丈二尺なり、是を二人して昇ぐ故に、二つにわれば六尺なるより名づくとも(私かた話)田舎は一間を六尺にとれど、都は間尺を六尺三寸と取る故、亭主をば都六尺三寸の間にとり、使はる、男を田舎六尺にとりたるなりとも(醒睡笑)駕籠昇は大漢を好しとする故六尺といふとも(嬉遊笑)力者の轉訛なりとも(梅園日記)稱し、其名義詳かならず、江戸幕府にて使用せる六尺は、駕籠昇、御膳所の水波、或は駆使等の事を役とし、紅葉山高盛六尺廿八人、頭六尺三百八十八人(頭四人)西丸頭六尺百十三人(頭三人)奥六尺五十人、西丸奥六尺五十人、表六尺四十九人、西丸表六尺四十四

ロクシ

人、御用部屋六尺八人、西丸御用部屋六尺六人、御膳所六尺四十人、西丸御膳所六尺廿八人、奥御膳所六尺廿八人、御慶中御膳所六尺九人、御風呂屋六尺十二人、西丸御風呂屋六尺八人、櫛方六尺五十八人、西丸櫛方六尺等あり、役切米、役扶持、役金等を給せられたり、また六尺給米といふものあり、六尺に給する爲に幕領に課したる米にして、所謂三役の一なり、サンヤクと参看(吏徴)

ロクシヨウジ

六勝寺 法勝、尊勝、圓勝、最勝、成勝、延勝の六寺を云ふ、この六寺は皆勝の字を用ふるを以て世にかくは稱す、各條参看(拾芥抄)

ロクシヨノミヤ

六所宮 古へ國府もしくは國府の附近に、其國內の神社六所を集め祀りたる社所をいふ、國によりて總社(ソウシャ)と参看(の)境内に其社を建て、或は總社の相殿別殿などに祀りたるもありき、而して其神の明神たる時は六所大明神または六所明神、權現なる時は六所權現、大神なる時は六所大神などとも稱す、出雲國意宇郡大草村の六所大明神は同郡なる熊野神社、佐久佐神社、揖夜神社、神魂神社、伊非諾神社、八重垣神社を合祀し、武藏國府中なる六所宮は總社の相殿に、小野神社、小河大明神、氷川神社、秩父神社、金佐奈神社、杉山神社を合祀せり、此事何時に始まりしか詳ならずれども、源平盛衰記、平家物語、吾妻鏡等に六所宮、六所大神など見えたれば、平安朝時代の末年に於て、此風既に生じたりしことを知るべし、後世これを總社と混合し、或は總社六所と稱し、或は六所宮を總社となしたるもの尠ならず(總社或問)

ロクシライサン

六時禮讚 卷一 卷二 卷三 卷四 卷五 卷六 卷七 卷八 卷九 卷十 卷十一 卷十二 卷十三 卷十四 卷十五 卷十六 卷十七 卷十八 卷十九 卷二十 卷二十一 卷二十二 卷二十三 卷二十四 卷二十五 卷二十六 卷二十七 卷二十八 卷二十九 卷三十 卷三十一 卷三十二 卷三十三 卷三十四 卷三十五 卷三十六 卷三十七 卷三十八 卷三十九 卷四十 卷四十一 卷四十二 卷四十三 卷四十四 卷四十五 卷四十六 卷四十七 卷四十八 卷四十九 卷五十 卷五十一 卷五十二 卷五十三 卷五十四 卷五十五 卷五十六 卷五十七 卷五十八 卷五十九 卷六十 卷六十一 卷六十二 卷六十三 卷六十四 卷六十五 卷六十六 卷六十七 卷六十八 卷六十九 卷七十 卷七十一 卷七十二 卷七十三 卷七十四 卷七十五 卷七十六 卷七十七 卷七十八 卷七十九 卷八十 卷八十一 卷八十二 卷八十三 卷八十四 卷八十五 卷八十六 卷八十七 卷八十八 卷八十九 卷九十 卷九十一 卷九十二 卷九十三 卷九十四 卷九十五 卷九十六 卷九十七 卷九十八 卷九十九 卷一百

ロクツウクワケ

内題に「勸一切衆生、願生西方、極樂世界、阿彌陀佛國、六時禮讚偈」とあり、法然上人源空淨土教を主唱し、殊に善導を推尊し、其著作を弘通したれば、諸弟子是等の書を讀誦し、殊に悲哀なる音聲を放ちて、此六時禮讚を唱へたりといふ、唐の僧善導(往生禮讚、法然上人傳畫傳、徒然草)

ロクツウ

六通 佛教所説の佛界六種の作用をいふ、六神通の略、甚遠の無量壽經疏に「所謂爲神異故名曰神、無壅曰通」とあり、神變不可思議の作用自由自在にして、壁塞することなき義なり凡佛陀には、六種の神通あり(一)天眼通、能く六道の衆生の苦樂昇沈、及び一切世間の種々の彩色を見して障礙なき(二)天耳通、能く六道の衆生の苦樂悲喜の言語、及び一切世間の種々の音聲を聞いて障礙なき(三)知他心通、能く六道の衆生の心中に思念する事を知了する(四)宿命通、能く自身及び六道の衆生の一三世乃至百千萬世の宿命を知ると(五)身如意通(一に神通通と云ふ)身能く山海に飛行して障礙することなき(二)漏盡通、漏とは煩惱のことにして煩惱を斷盡して三界の生死を解脱することこれなり(法界次第)

ロクテウウチ

六條氏 姓は村上源氏、久我通光の五男通有の男有房、始めて六條と號す、其第六條に在るを以てなり、元應元年六月内大臣となり、位從一位に至る、同年七月薨す、子孫世々相つぎ大納言を極官とす、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、系圖、華族譜)

有藤

有起 有榮 有庸 有家 有言

ロクテ

有容 有義 有照

ロクテウテンワウ

六條天皇 名號御名は順仁、二條天皇の第二皇子、母は伊岐氏、致遠の女、中宮藤原育子、子なきによりてこれを育ふ、第七十九代の天皇、長寛二年十一月十四日生る、永萬二年二條天皇不豫により、六月二十五日皇太子となり、即夜高倉殿に受禪し、七月二十七日即位す、後白河上皇院中において政を聽く事舊のごとし、仁安三年二月後白河上皇の命により、位を高倉天皇に讓り、太上天皇の尊號を受く、いまだ元服を加へずして太上天皇と稱する、天皇を以てはじめと爲す、在位三年、改元するもの一、安元二年七月十七日崩す、壽十三、京都市下京區清閑寺町の清閑寺陵に葬る(大日本史、陸奥一覽)

ロクテウドノ

六條殿 藤原基實及び藤原頼實を云ふ

ロクテウドノ

六條殿 山城國京都六條の北、西洞院の西、源氏宗廟と云ふ、大膳大夫平業忠の第宅なりしが、壽永二年十二月後白河法皇の第を以て仙洞とし、修造を加へ移御し給へり、時に持佛堂長講堂を造りて、法華經を講修す、文治四年四月火災にかゝりて長講堂と共に全部烏有に歸す、源賴朝及び諸臣に命じて之を造營す、十二月に至りて落成して移御し給ふ、もとは四分一の家たりしが、此の時方一町に擴げ、寢殿、養御所、御湯殿、藥盤所、丹後局の部屋、弘御所、殿上東西南北の對屋、進物所、車宿長講堂、同御所、御殿、牛屋等善美を盡したり、建久三年三月崩御以前六條殿及び長講堂同所領を龍妃丹後局の腹に生れたる宣陽門院に讓與し給へり、承久二年燒失し、尋で造營し、同四年成り三

ロクテ

月長講堂供養ありて、後鳥羽上皇臨幸あり、後ち屢々火災にあひしも、其度毎に造營せり、建長四年六條院長講堂を鷹司院に讓與し、文永十二年鷹司院より後深草上皇に六條殿及び長講堂を讓與し給へり、是より先き六條殿燒失し、長講堂は假に正親町に移りしが、四月に至り後深草上皇六條殿を造營して移御し給へり、これより長講堂と共に持明院流に傳はれり(山城名勝志、皇室御領)

ロクテウノダイリ

六條内裏 所屬六條坊門と六條との間に在り、西は東洞院に至り、東は高倉に至る、六條院とも云ふ、承保二年藤原顯季をして新造せしめ、十二月成りて遷幸し給ふ、後に轉じて白河天皇に傳はる、皇女郁芳門院に讓り門院の御所とし、嘉保三年八月崩御の後仙洞となせり、保安四年十一月燒失す、後ち又造營し郁芳門院持佛堂を六條御堂と稱し、長く佛事を修せらる、弘長元年聖一國師の弟子湛照六條御堂を改めて萬壽禪寺と號す、マンジュツシ参看(百練抄、山城名勝志)

ロクテウハ

六條派 時宗の一派、二世他阿彌陀佛の弟子聖戒を派祖とす、京都六條歡喜光寺を本山とす、今は時宗に還歸して派名を存せず、ツシユツ、クワンキクワウツシ参看(佛教各宗綱要)

ロクテウハウグワン

六條判官 源爲義を云ふ

ロクテウシユ

六頭首 禪宗にて六種の僧役の總稱なり、臨濟にては首座、書記、藏主、知客、庫頭、知事、浴頭、曹洞にては首座、書記、知藏、知客、知浴、知殿を云ふ、是等は常に和尚の室中に近侍して各々分擔して用務を辨するなり(禪林象器箋)

ロクハラヲツリフギヤウ

六波羅越訴奉行 鎌倉幕府の職名、京都六波羅にあつて、越訴

ロクハ

の事を裁決する事を掌る、職掌越訴奉行と同じ、ツリアヤウ参看、創置の年代詳かならず、太田康有記建治三年十二月十九日の條に、宇都宮貞綱が奉行たりしこと見えたり(武家名目抄)

ロクハラケンダン

六波羅檢斷 鎌倉幕府の職名、六波羅所司の佐職にして、兩六波羅に置き、巡察警備、傍訊、決罰等の事を掌り、事ある時は、在京の兵士を率ゐて、其役に從ひ、軍陣に臨みては、軍奉行となりて、士卒の着到を注す〇庭訓往來に檢斷所司代と記したるを思へば、稀には所司代とも唱へしなるべし、これ元より檢斷と所司代との兩職にあらぬを、かく重ねて記したるは、同書に、右筆の事を右筆奉行人と重ね記したると同じ心なり、承久以後之を置き、元弘三年に減す(吾妻鏡、太平記、武家名目抄)

ロクハラサムラヒドコロ

六波羅侍所 鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置き、非違を檢察し、不虞を警戒し、罪人を決罰する等の事を掌る事鎌倉の侍所と同じ、庭訓往來に刑罰死刑をも沙汰すと見えたり、庭訓往來に、管領、執筆奉行人など見ゆ、管領は長官にて、鎌倉侍所の所司に當り、執筆奉行人は、糾問の事を奉行するものにして、鎌倉侍所の寄人に當れり、承久三年以後之を置き、元弘三年に減す、(サムラヒドコロ)参看(吾妻鏡、太平記、庭訓往來、武家名目抄)

ロクハラタンダイ

六波羅探題 鎌倉幕府の職名、京都及び畿内近國四西國の政務を行はしめ、兼て兵馬の事を掌る(又伊勢、志保、尾張、三河、美濃、加賀等をも管領せし事、北條九代記に見ゆ)又内裡警衛を口實として竊に向來の變に備ふ、而して大事に於ては關東の節度を受く、二人あり、南

ロクハ

六波羅(今の方廣寺博物館附近なるべし)北六波羅(いま建仁寺の西、五條松原筋に北御所といへる字あり、其附近なるべし)に其政廳をおきたり、共に威權の重き事、鎌倉の執權に亞ぐ、北條氏一族の外他氏を補せず、故に世人崇敬して其職名を稱せず、六波羅殿、又は北殿、南殿等と云へり、探題の屬吏に六波羅評定衆、六波羅引付衆、六波羅奉行人、六波羅問注所、六波羅越訴奉行、六波羅檢斷、六波羅職人等あり、各條并に「タンダイ」参看(庭訓往來)文治元年十一月北條時政、源賴朝の命を奉じて上洛し、公文所を置き、洛中及び近畿の政務を掌り、兼て兵馬の事を管す、是れ六波羅の起る濫觴なり、後ち源賴朝の第を六波羅に置き、京都守護の武士之に居たり、其後承久の乱起るに及び、北條泰時、北條時房等兵を率ゐて上洛し、泰時は北六波羅に、時房は南六波羅に入りしが、事平ぐの後、北條氏は、後患を恐れ、内裏守護の名に托して、泰時時房をして兩六波羅に留めて政務を取らしむ、探題職並に起る、貞永元年九月、貞永式日を六波羅に下し、尋で十一月、六波羅成敗法十六箇條を定む、仁治二年、是より先京都の重因は皆檢非違使の所屬に從ひしが、爾來六波羅に附して論決せしむること、爲し、建長六年に至り、更に西國の堺相論の事は、幕府の所領を除くの外、一切六波羅の處決に委れ、關東にては其判決に與からざる事に定め、建治三年また、六波羅諸職員の分掌を定め、令條を頒布せり、元弘三年官軍京都を侵すや、五月南六波羅探題北條時益、北六波羅探題北條時戰死し、六波羅探題遂に滅ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄、官制沿革略史、大日本地名辭書)

ロクハラノテイ

六波羅亭 京都五條より汁谷道の間あり、平正盛の第宅

ロクハ

の事を裁決する事を掌る、職掌越訴奉行と同じ、ツリアヤウ参看、創置の年代詳かならず、太田康有記建治三年十二月十九日の條に、宇都宮貞綱が奉行たりしこと見えたり(武家名目抄)

ロクハ

にして、其孫清盛に至りて大に修築し世に著る、長門本家物語に「六波羅とてのじりし所は、故刑部輔忠盛の代に出し吉所なり、南は六波らが末、賀茂河一町を隔て、元は方一町なりしを、此相國の時造作あり、家數百七十餘宇に及び、是のみならず、この鞍馬路より始て、東の大道を隔て、辰巳角小松殿迄廿餘町に及造作したり、眷屬の住所、まかに是を數れば五千二百餘宇云々」と見えたり、又泉殿ともいふ、平頼盛の家は池殿と號す、治承四年後白河法皇は泉殿に、高倉上皇は池殿に御座せし事山槐記に見えたり、源頼朝天下の權を握るに及びて京都に第宅を置かんとして、奏請してその地を請へり、建久元年に至り、池殿の地を賜ふ、是に於て頼朝新亭を築き、十一月上落してこれに宿す、建仁三年十月焼失し、後また之を造營す、承久役後、南北六波羅をこゝに置きて、京都及び關西の諸政を總べしむ、元弘三年に至りて滅亡す、太平記六波羅軍の條に、五條の橋爪より、七條河原迄、六波羅を圍と云々、仲時六波羅を落て關東に下るに、苦集滅道にかゝり落られたり云々」と見ゆ(山城名勝志)

ロクハラニフタウサキノダイジャウダイジン 六波羅入道前太政大臣 平清盛 (タヒラノキヨモリ)を見よ、

ロクハラヒキツケガシラ 六波羅引付頭 鎌倉幕府の職名、引付衆の頭人なり、京都六波羅に居り諸奉行を指揮し、訴訟以下の公事を裁判す、職掌鎌倉の引付衆と同じ、六波羅評定衆兼職なり(源實朝)承久乱後新置し、元弘三年幕府と共に滅ぶ、「ヒキツケシユウ」參看○六波羅奉行人名目、所謂引付衆なり、ロクハラヤウニシを見よ(武家名目抄)

ロクハラヒキツケガシラ 六波羅引付頭 鎌倉幕府の職名、引付衆の頭人なり、京都六波羅に居り諸奉行を指揮し、訴訟以下の公事を裁判す、職掌鎌倉の引付衆と同じ、六波羅評定衆兼職なり(源實朝)承久乱後新置し、元弘三年幕府と共に滅ぶ、「ヒキツケシユウ」參看○六波羅奉行人名目、所謂引付衆なり、ロクハラヤウニシを見よ(武家名目抄)

ロクハ

ロクハラヒヤウチャウシユウ 六波羅評定衆 鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、政務の席に列し、六波羅評定衆と共に、萬事を裁決する重任なり、職掌大抵鎌倉の評定衆と同じ、宿老の輩を以てこれに補す、六波羅問注所執事、六波羅引付頭のごとき、機務に與れる諸職、みな此衆の攝する所なり(源實朝)承久乱後北條泰時、同時房六波羅兩探題となるに及び、幕府に准じて之をおく、後藤龜谷の兩氏概ね世襲せり、元弘三年幕府と共に滅ぶ、「ヒヤウチャウシユウ」參看(吾妻鏡、尊卑分脈、武家名目抄)

ロクハラフギヤウニシ 六波羅奉行 鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、六波羅評定衆を輔佐し、探題及び引付頭の旨を承け、公務を沙汰し、訴訟争論の事を裁断する事を掌る、後には評定衆に加はるべき族なり、按ずるに六波羅にて奉行人といひしは、大方引付衆をいへるなれど鎌倉に准じておもへばいまだ其衆に加はらぬ寄人、又は問注所に祇候の輩も之ありしなるべし(源實朝)承久の乱後これをおき、元弘三年に滅ぶ(武家名目抄)

ロクハラミツ 六波羅密 波羅密は梵語、舊譯には度といひ、新譯には到彼岸と云ふ、度は生死の海を渡る義にして、到彼岸は涅槃の岸に到る義なれば、要するに同義なり、佛教の修行要目なり、法華經に「爲求菩薩道者應説六波羅密」と見ゆ、此波羅密に六種あり、一に檀那、譯して布施といふ、是に二種あり、一は財施、二は法施なり、財施は飲食衣服田宅等を施す、法施は善法を説いて、衆生を感化誘引する事なり、法界次第に「若し内宿心、外有福田、有財物、三事相合、心捨法、能破饑寒、是爲檀那」と見ゆ、二に尸羅、譯して持戒とも、止要とも

ロクハラミツ 六波羅密 波羅密は梵語、舊譯には度といひ、新譯には到彼岸と云ふ、度は生死の海を渡る義にして、到彼岸は涅槃の岸に到る義なれば、要するに同義なり、佛教の修行要目なり、法華經に「爲求菩薩道者應説六波羅密」と見ゆ、此波羅密に六種あり、一に檀那、譯して布施といふ、是に二種あり、一は財施、二は法施なり、財施は飲食衣服田宅等を施す、法施は善法を説いて、衆生を感化誘引する事なり、法界次第に「若し内宿心、外有福田、有財物、三事相合、心捨法、能破饑寒、是爲檀那」と見ゆ、二に尸羅、譯して持戒とも、止要とも

ロクハ

ロクハラモンチユウシヨ 六波羅問注所 鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置く、畿内近國及び四國の訴訟を沙汰し、財貨紛失等の事を統攝す(源實朝)長官を執事といふ、また單に問注所とも稱す、凡そ訴訟の事は、引付衆の内より、それの奉行人を定めて、數多の訴を分配し、各預り沙汰せしむることなるが、問注所執事は、問注所の長官なり、總ての訴訟に與り、本所に待候する諸奉行人を指揮す、寄人、本所に祇候する奉行人にして、訴訟を分掌す(源實朝)承久の亂後之をおき、元弘三年幕府と共に亡ぶ、「モンチユウシヨ」參看(武家名目抄)

ロクワ 六府 左右兵衛府、左右近衛府、左右衛門府を云ふ、衛府(エフ)并に各條參看、

ロクワウヰン 鹿王院 山城國葛野郡嵯峨村の山號、覺雄山(源實朝)臨濟宗、天龍寺に屬す、もと禪宗京都十刹の第五○本尊釋迦如來(源實朝)康暦年中足利義満の創立にかゝり初め寶幢菩薩を安置して大福田寶幢寺と號し、葩苑(普明國師)を請じて開山となす、本尊釋迦佛并に左右十八大弟子の像を安置す、義滿更に二院を境内に營み、開山の塔所となし鹿王院と號す、足利氏と共に衰頹し、數回の火災に罹り、荒廢して寶幢寺の名は何時しか發絶

州牡鹿郡の沖井に亘理郡の沖、安房國長狹郡の沖に出没す、露國の船舶にして、我國の海岸に現はるゝもの、これを以てははじめとなす、而して此前後の際より露國我が北海の地を窺ひ、諸島に南下して越年を試むるものあり、明和年中に及びては、漸く夷人を撫育して爲すあらんとしつゝありしが、同八年ハンペン(普魯士の歸化人)は阿波薩摩等に漂着の體を襲ひ、密に日本の沿岸を測量して歸り、尋で安永八年露人また東蝦夷地に來り、アツキシに於て松前藩の吏員と會して通商を求め、翌年再び渡來して返答を求めたれども、松前藩は之を拒絶したれば、露船は歸途ウツツ島に冬籠し、九年歸國したり、然れども其北海經營の策は着々として歩を進め、夷人にして露化するもの甚だ多かりき、既に於て寛政四年、露國軍艦カザリン號、我艦兵衛太夫、磯吉を護送して箱館に至り、國書を呈し、通商貿易を求めたり、幕府即ち目付石河忠房、村上義禮を遣はし、五年六月露使と應接せしめ、貿易に關する事は長崎に於て議するの制なれば、同地に赴くべしとて艦長ラツクスマンに信牌を與へて去らしめしが、文化元年に至り、露國使節レザノフは仙臺の漂民津太夫等四人を伴ひ、軍艦に乗じて長崎に來り、先年箱館に於て與へられし信牌を出して國書を呈し、通商を求めたり、幕府はまた目付遠山景普を派して應接せしめ、通商の請を卻け、且其信牌を收めしめられたれば、レザノフは快々として樂まず、歸途樺太に至りて尙に首肯する所あり、カムサツカに至りて其友ホーシトフに語るに樺太を略して、日本政府を威嚇するの策を以てしたれば、ホーシトフ之に賛し、軍艦に搭して、文化三年樺太の南なるアニヲ灣に上陸し、我衛所を襲つて、狼藉を試みたり、露人が我北海を侵したること、これ

ロシヤ

し、鹿王院のみ存じ、織田豊臣を経て、徳川氏に及び、漸く再興の寺運を開き寛文中、酒井忠知之を重修す、此時より天龍寺に屬すれども、十刹の格式を失はず(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ロサンジ 廬山寺 山城國京都市上京區北之邊町○興願金剛院と號す(源實朝)天台宗○本尊真源自作の像、南壇に藥師如來北壇に正觀音を安置す(源實朝)天慶元年僧真源(慈惠僧正)之を北山に草創して、興願金剛院と云ふ、圓融天皇勅して七堂伽藍を建營す、寛元三年後醍醐天皇勅して船岡山の南に移し、方一町の地を賜ひ廬山天台講寺と號せしめらる、傳に云ふ中興住心上人の時一異人來りて廬山の二字を書して去ると、其地今廬山寺通と云ふ、嘉曆三年後醍醐天皇勅願寺となし、大師堂を建て、莊園を賜ふ、後小松天皇應永四年志玉照珍入宋して、法義を傳へてより、山號の上に日本の字を冠むらしむ、因て日本廬山と號す、應仁の兵火に罹り、天正元年現今の地に移し、銀子を賜ひ本堂を建營し、其他堂宇は后妃の殿を賜はりしが、天明八年焼亡せり、現在の堂宇は、寛正六年下賜金を以て建營せし所なり、本寺は后妃皇子女の墳墓多きを以て、安政三年尊牌殿を新築し、明治維新の後も朝家に因縁多きを以て、宮内省より尊牌奉護料及び年々賜金あり、什寶に法然上人畫像及び撰譯本願念佛集の草本等あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ロシヤ 魯西亞 亞細亞及び歐羅巴洲に跨がる一國、没斯爾未突、莫所未得、莫斯歌未亞、俄羅斯、魯齊亞、鄂羅絲、羅利、羅父、老格、老羌、倭羅斯、倭洛斯、亞斯、曼々斯、轄受斯等に書す、江戸時代には「オロシヤ」と發音せり(源實朝)亞細亞魯西亞は、南部高加索地方を除き、北方北極洋に、西方歐羅巴魯西亞

ロシヤ

及び裏海に、南は波斯、土耳其斯坦及び支那帝國に、東は太平洋に接す、面積六百四十六萬二千廿四平方哩、北緯三十八度より七十八度に至り東經卅七度より西經七十度に達す、歐羅巴魯西亞は、北那威及び北極洋に、西は瑞典、バルチック海、普魯士、奧地利、匈牙利、及び羅馬尼亞に、南は羅馬尼亞及び黑海高加索連山に、東は裏海、ウラル河及びウラル山脈に接す、面積二百八十八萬二千八百平方哩、北緯四十度廿分に起り七十度に至り、東經十八度より六十度四十五分に至る○亞細亞魯西亞は南部高加索地方、西比利亞、中央亞細亞の三部に分ち、歐羅巴魯西亞は魯西亞本部、芬蘭大公國、波蘭王國及び高加索地方の四部に分ち、尙ほ本部を六に區別して各々行政區に區別せり、首府を「セントペテルスブルグ」といふ(源實朝)昔時魯西亞は蒙古種種族の下に屈せしが、西暦千四百七十七年アイバン大王といへる者出て魯西亞人を自由にせり、千六百年代の末にアイバン猛王出て蒙古人よりケイザンの地を奪ひ領土を擴む、千六百八十九年彼得大帝位に上りしより國勢頓に一變し、瑞典を伐ちてリボニヤ及び其他バルチック海邊の土地を取り、また韃靼人を征服して國境を黑海に臨ましむるに至る、千七百六十二年カザリン第二世立つに及び、全くクラキヤを征服したりしが、當時また波蘭分割の事起り、千七百七十二年、千七百九十三年、及び千七百九十五年の三度に分割ありて波蘭國は全く歐洲の地圖上より消滅せり、千八百十五年和議の際、また芬蘭を得、高加索地方も同時に漸く之を蠶食せり、是より先千五百八十二年の頃より西方西比利亞より次第に東方を侵取し、遂に悉く西比利亞を領し、尙ほ裏海の東なる中央亞細亞の地方を包有し、遂に今日の形勢を爲すに至れり(源實朝)元文四年露船奧

ロシヤ

州牡鹿郡の沖井に亘理郡の沖、安房國長狹郡の沖に出没す、露國の船舶にして、我國の海岸に現はるゝもの、これを以てははじめとなす、而して此前後の際より露國我が北海の地を窺ひ、諸島に南下して越年を試むるものあり、明和年中に及びては、漸く夷人を撫育して爲すあらんとしつゝありしが、同八年ハンペン(普魯士の歸化人)は阿波薩摩等に漂着の體を襲ひ、密に日本の沿岸を測量して歸り、尋で安永八年露人また東蝦夷地に來り、アツキシに於て松前藩の吏員と會して通商を求め、翌年再び渡來して返答を求めたれども、松前藩は之を拒絶したれば、露船は歸途ウツツ島に冬籠し、九年歸國したり、然れども其北海經營の策は着々として歩を進め、夷人にして露化するもの甚だ多かりき、既に於て寛政四年、露國軍艦カザリン號、我艦兵衛太夫、磯吉を護送して箱館に至り、國書を呈し、通商貿易を求めたり、幕府即ち目付石河忠房、村上義禮を遣はし、五年六月露使と應接せしめ、貿易に關する事は長崎に於て議するの制なれば、同地に赴くべしとて艦長ラツクスマンに信牌を與へて去らしめしが、文化元年に至り、露國使節レザノフは仙臺の漂民津太夫等四人を伴ひ、軍艦に乗じて長崎に來り、先年箱館に於て與へられし信牌を出して國書を呈し、通商を求めたり、幕府はまた目付遠山景普を派して應接せしめ、通商の請を卻け、且其信牌を收めしめられたれば、レザノフは快々として樂まず、歸途樺太に至りて尙に首肯する所あり、カムサツカに至りて其友ホーシトフに語るに樺太を略して、日本政府を威嚇するの策を以てしたれば、ホーシトフ之に賛し、軍艦に搭して、文化三年樺太の南なるアニヲ灣に上陸し、我衛所を襲つて、狼藉を試みたり、露人が我北海を侵したること、これ

ロシア

を以てはじめとす、尋でホーシトフは、一旦カムサツカに歸り、翌年二月再びエトロフを侵して、ナイホの糧、シヤナの會所を焼き、更に樺太利尻の二島を抄掠せり、是に於て幕府益々北海を嚴にし、露船打拂の議を決したりしが、既に同八年露船長ガロニンがヤナナに搭し南千島の沿岸を測量し、五月國後島に至り、上陸して、此地を守りたる松前奉行支配役奈瀬政長と會し、薪水を請はんとしたるに、政長は急に命を傳へてガロニン以下數名を捕縛せしめたり、副長リユールツ時に艦内にあり、變を聞きて大に驚き、之を救はんとして成らず、一旦歸國せるの後、文化九年七月再び國後島に來り、ガロニン等の消息を探らんとしたれども、明かにする能はざりしがゆゑに、遂に日本船を要して事情を糺さんとし、八月國後の海上に高田屋嘉兵衛を捕へ、之をカムサツカに伴ひ、はじめてガロニン等が、なほ生存せるををしり、因て嘉兵衛と議する所あり、十年六月また國後島に至り、九月轉じて箱館灣に入り、ホーシトフの掠略は露國政府のしる處にあらず、ホーシトフ一人の暴舉に過ぎざるの旨を聲明し、イルクーツスク府總督より松前奉行に贈りたる陳謝狀を出し、ガロニンの送還を求めたれば、幕府も之を諒し、ガロニンと嘉兵衛との交換を行ひ、兩國の葛藤はじめて解く(「タカヤカハエ」參看)越えて嘉永元年七月露國水師提督プーチャチンは軍艦四艘を率ゐて長崎に來り、國書を呈し、千島及び樺太に於ける兩國國境を講定し、且つ通商を開かんことを求めたり、幕府即ち筒井政憲川路聖謨をして急に西下せしめ、十二月プーチャチンに會し、(一)千島エトロフを限りて日本所屬となす(二)樺太は北緯五十度を以て界とする我委員の説に、露使の

ロシア

異議あるがゆゑに、實地調査の上再講すべし(三)通商の事は、之を朝廷に奏し諸侯に詢るの必要あり、然るにいま新將軍副立のはじめなれば、之をすするに數年の歳月を要す、今日確答する能はず、然れども他日もし他國に許すことあらば、直ちに露國にも許すべしと議定したり、然るに安政元年日米及び日英の和親條約成りしを以て、同年プーチャチンは下田に渡來し十二月また筒井川路の兩委員と會議し、和親條約を締結し(三年十一月同所に於て批准交換)且つ同條約に於て日露の境はエトロフ島とウルツア島の間とし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルツア全島并にそれより北の方クルリ諸島は露國に屬し、樺太に至りては境界を分たす、舊によりて雜居することと定めたり、尋で四年四月プーチャチンまた長崎に來り、水野忠徳、荒尾成光、岩瀬忠震に會して九月追加條約を締結したりしが、五年再び江戸に來り、永井尚志、井上清直、堀利照、岩瀬忠震、津田半三郎と會し、七月十一日通商條約を締結せり(同六年七月批准交換、此時前年の追加條約を廢す)然るに文久二年に至り露國艦長ピリレフは軍艦ホサツニカに駕し、對馬國尾崎浦に碇泊し、艦船修理を名とし占領の策を講じ且つ不法の行爲あり、蓋し露國は英國と東洋に於て其衝を争はんとする際なりしに、會々英國が同島を占領せんとするの風説を聞き、政略上之に先んじ占領せんとしたるなり、對馬の士民上下舉りて激昂し、藩主宗氏もまた風聲を忍ぶこと能はず、幕府の指令を俟ち、國を擧げて難に殉せんとす、幕府報を得て大に驚き、其四月小栗忠順等を急派し、ピリレフと應接し、また對馬の人心を鎮壓せんとしたりしが、忠順は意を得ずして歸りたれば、更に野野山兼寛を遣はし、更に米公使を介して露國外務大

ロシア

臣に交渉し、且つ箱館奉行村垣範正に命じ、同地に駐在せる露國領事コシケウイチと談判を開かしめたるに、コシケウイチは其行違なるべきを辯疏し、書をピリレフに送れるを以て、野々山等の未だ達せざるの前、七月廿五日露艦遂に退帆せり、これより先安政元年下田條約の成るや、樺太は舊によりて雜居のとなし解決するに至らざりしが、六年七月黒龍江沿海總督ムラビヨフ批准交換の爲め來朝するに及び、再び分界のことを議したりしもまた協はざりき、其後文久二年には竹内保徳、松平康直、慶應三年には小出秀實等露都に便して、同じくこれを議したれども、井に要領を得ず、王政維新の後ち外務卿副島種臣深く之に留意し、樺太買収の事を露國政府に交渉せるに當り、北海道開拓次官黒田清隆樺太を捨つることの得策なるを建議したるより、廟議俄に變じ、露國駐在の公使榎本武揚に傳へて、露國と議する處あり、遂に明治八年五月樺太全部を露國に與へ、ウルツア島以東占守島に至る十八島を受くるを約し、所謂樺太千島交換條約は成れり(樺太分界のことは「カバフト」の條に述べたれば、此には略述せり)明治廿四年露國皇太子ニコラス(現皇帝)來朝ありしに、暴漢ありて之を近江國大津に傷けし、兩國事を構ふるに至らざりき、二十八年日清條約成るや、露國は佛獨の二國を誘ひ、三國同盟して遼東半島を清國に還附を促したれば、我國も已むを得ずして之に従ひたり、此年五月改正條約を締結す、廿九年朝鮮に對する兩國の行動を妥協するが爲めに日露協商を結びたりしが、三十七年に至り、朝鮮問題に基因して、日露戰爭起る、翌年和成り、其結果樺太は北緯五十度以南を我國に讓與することとなり(「柯太概覽、休明光記、北海道志、北海道志稿、懷舊記事、

ロシア

開國紀原、日本幽囚實記、懷往事談、幕末外交談、條約彙纂、幕末史)
○露臺 關西紫宸殿の北廂と、仁壽殿の南廂との間に在る板敷の名、露代とも書き、單に臺とも云ふ、又仁壽殿の北廂と、承香殿南廂との間に在り關西南北は紫宸仁壽の兩殿にて、東面四間、南第一間は即紫宸殿の北廂子にて階あり、條石を以て其壇を圍む、第二、第三、第四間に欄干あり(第四間は即仁壽殿の南廂子の東面なり)西面は未詳なれど、東面の如し、中央及び東西に渡殿あり(大内裏圖考證、平安通志)
○六角氏 姓は藤原、壬生基起の末男基維を祖とす、圓基福の猶子として堂上に列し、右近衛少將從五位上となる、元祿八年三月卒す、基維の時波多と號す、其男益通元祿十三年二月六角と改む、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、系圖、華族譜)
○基維 益通 孝通 知通 光通 和通
能通 聰通 博通 玄通
○六歌仙 柿本人丸、山部赤人、僧正遍昭、在原業平、文屋康秀、喜撰法師、小野小町、大伴黑主の六歌人をいふ(和漢名數)六歌仙の稱いつ頃より始まりしか詳かならざれども、古今集の序に此六人の歌を批評したるより、これを併稱して歌仙とするに至りしものなるべし、また新六歌仙あり、藤原長經、慈鎮和尚、藤原俊成、同定家、同家隆、西行法師をいふ、後水尾天皇の勅撰なるよし、香果備忘録に見えたり、各傳參看、
○六禁 散齋(アライミ)を見よ、
○露臺 塔(タフ)の名所を見よ、

ロシア

論所 江戸時代、村々にて境界を争ひ、其所屬の確定せざる土地をいふ、徳川百箇條に「論所之事、國境郡境にても雙方立會繪圖と御國繪圖と大概相違無之に於ては不_レ及_レ檢使_レ裁許可_レ有_レ之候入組不_レ申義に據りに檢使差遣問敷事」とあり、
○論人 鎌倉室町の兩時代訴訟の被告人をいふ、(「ソシヨウ」參看(沙汰未練書))



不_レ曉_レ我朝人_レ謂_レ吾國耶之意、不_レ能_レ再問_レ訛稱_レ倭也、日本仲哀天皇崩、神功皇后攝政而征之朝漢晉人能知之、故曰以_レ女爲_レ主蓋倭字從_レ女從_レ人、仍以_レ女爲_レ主之義而以_レ所_レ訛聞_レ之禾爲_レ音也、以_レ二時事_レ爲_レ三國號者非是と云へり、國號考に「倭奴國を唐音にてはオノコにて殷馭虺島と云ふ事なり」國號考に「漢書に東夷天性柔順と書き出して有倭人と連れいへるを思へば、班固(漢書の著者)が意は、柔順なる故に倭人とは云ふと心得たるが如く聞ゆめり、然れどもそれも字につきてのおしはかりなるべし」と云ひ、星野博士日本國號考に「倭委二字通音にて、説文に倭順貌、從人委聲、毛詩に周道倭遠陸德明の釋文に倭本作_レ委、於危反とありて、兩字の相通既に明證あり、去共順貌は順也と云ふと同じからず、乃ち周道倭遠、又は委蛇委蛇退食自公の類、皆二字を合して語を成して從順なる状態を形容することにて倭の字に從順の義あるにあらず」と云へり、吉田東伍氏は尙書、周書杜氏通典、日本圖經等により、序文中に漢人が海東の民人を汎稱せしものとせり、天平勝寶四年大倭の字を改めて、大和と定めしより、倭も和と改まりて、續紀萬葉集始め倭と書くもの稀れとなれり、然れども俗には倭和兩字を通用して並び行はれたり、而して外國に對しては、日本とのみ書して倭と書くことなかりき(異稱日本傳、國號考、日本國號考、日韓古史斷、大日本地名辭書)
○王 二世以下なる皇胤の男女をいひ、男子を王、女を女王と稱す(國號考)上古は、皇親の男子は、凡て某尊某命、又は某皇子と稱し、女子は某媛某姬、又は某皇女と稱し、いまだ王、女王の稱なし、蓋し、諸王の稱は、天武天皇二年の紀に、諸王正四位栗隈王、又其十二年の紀に、諸王五位伊勢

ワウ
 王とあるを初見とし、女王の稱は、文武天皇三年の紀に、坂合部女王とあるを初見とす、令制によれば、五世王は、もと皇親の限にあらざりしを、慶雲三年に至り、親ら絶つに忍びずとて、特に皇親の列に入る、こと、なれり、然るに延暦十七年に至り、奸濫の徒宗室を汚す懼れありとて、再び古制に復して、皇親の以外と定め、其名籍計帳等諸王に關する一切の事は、總て正親司にて管理したり、諸王の待遇は、親王に比して大に差降ありと雖も、また諸臣と同じならず、其辭訟ある時は、特に座席を賜ひ、皇親以外といへども、永世不課戸として、特に課役を免除する如き、優遇に異なるものあり、位階はもと文武天皇の時、親王と等しかりしも、令制にて諸臣と同一となり、一位より五位に至り、蔭子は初め從五位下、若くは正六位上に叙せらるゝを例とす、官は大臣、納言、神祇伯、或は大學頭等に任ぜらる、是れ諸臣の下に立たしめずして、多くは長官に任ぜらるゝ例なり、其位記官職あるものは、位田食封を賜ひ、一般の王、女王には、共に春秋二季に、時服料及び季祿を賜ふ、後諸王漸く蕃衍するに及びては、時服を賜ふべき諸王の數を限定し、其死因を待ちて、順次に之を補ふことに定められたり、中世以後、皇親漸く繁榮し、費用多端なるを以て、姓を賜うて臣籍に列すること起る、聖武天皇天平八年に、敏達天皇の支孫葛城王に橘宿禰を賜ひしより以來、諸王賜姓のこと漸く多く、後には王號を稱する者大に減じ、獨り神祇伯を以て世職とせる白河家のみは永く王號を繼續せり、淳仁天皇以後、親王宣下のこと起るに及び、皇子皇女等、當然親王たるべきものにして、宣下なきが爲め、親王たるを得ざるあり、後白河天皇の皇子以仁王、後西院天皇の皇女貞宮の如き、及び

ワウテ
 後世比丘尼御所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たる者なり、而して孫王と雖も、宣下を蒙れば諸王たることを得るに至り、王の制度一變ず、女王婚嫁の例に至りては、攝關、將軍、諸侯、門跡等、極めて多く、攝關にては、有栖川宮職仁親王の女孝宮の近衛經親に嫁したる、將軍にては伏見宮貞清親王の女顯子が、徳川家綱に嫁したる、諸侯にては同親王の女安宮が、徳川光貞に嫁し、有栖川宮職仁親王の女淑宮が、徳川齊昭に嫁したる、門跡にては、有栖川宮幸仁親王の女淑宮が、東本願寺光性に嫁し、閑院宮直仁親王の女始宮が、西本願寺光啓に嫁したる如きはなり、又諸王にして大罪あれば、先づ王名を除く、鹽燒王の獄に下されたる、長野女王の配流せられたる時の如きはなり、但し多くは、姓を賜ひて庶人となし、然る後處罰せらるゝこととを例とす、明治に至り、天皇より六世以下の男子を王、女子を女王とし、天皇支系より入りて皇統を承けたる時は、皇兄弟姉妹の王女王たる者に、特に親王内親王の號を宣賜す、婚嫁は、皇族又は勅旨により特に認許せられたる華族に限り、又養子を爲すことを得ずと規定せり、猶ほ皇親の條を參考すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

ワウゼ
 許にして節あり、首の周圍二寸九分弱、尾の周圍二寸五分強、其厚一分三分許、尾の端を距ること九寸許に當りて吹口あり、吹口を距ること三寸五分許、尾の端を距ること一寸二分許、其中間に七個の楕圓孔あり、毎孔の間二分強、其尾にある者尤も小にして、次第に稍々大なり、名所は笛の條に擧げられたる參看すべし(源朝野史)黃帝の時作り始めしとも、漢代の時作り始めしともいふ、詳かならず、而して我國へ傳來したることも何時代なりや明かならざれども、推古天皇の御宇、伎樂渡來せしが、伎樂に笛あるを見れば、既に當時傳はりたるもの、如し、大同四年二月、雅樂寮の雅樂師を定めし時、横笛師二人あり、然れど尾張濱主、承和遣唐の後之を擴めしが故に、濱主を此器の祖と爲せり、其弟子淨藏貴所、其弟子石城正枝、其弟子左近將監戸部好多、其習玉手延近、其習戸部正近と相繼ぎ、遂に戸部流を起す、正近が弟子大神是季、其習に狛行高あり、狛氏の笛是に始まり、是季が弟子、基政、即ち大神姓を稱し、大神流を始め、是季の弟子清原助貞、清原流を起す、笛(フエ)參看、和名抄、樂家錄、音樂略解、樂道類集)

ワウゼウケン 王昭君 漢樂にて性調六曲中の一、古樂にて中曲也(源朝野史)漢元帝の時、宮人王嬙、字は昭君といへる人あり、王命に依て行て匈奴に嫁す、時人其遠嫁を憐れて此歌を作る、舞は無し、此曲我國に傳來してより久しく絶え居りしが、醍醐天皇の時、式部卿貞保親王尺八の譜より横笛にうつして之を吹きしより、又これあるを見るに至れり(龍鳴抄、禮樂志)

ワウタイハチンラク 皇帝破陳樂 唐樂也(源朝野史)二十五曲中の一、又武德太平樂、安樂太平樂と稱す、常に皇帝と稱す、新

樂にて大曲なり○遊聲一帖拍子なし、序一帖拍子三十、破六帖、每帖拍子十六、舞者六人、答舞新島蘇(源朝野史)唐玄宗皇帝國を平げて即位の時、作らしめし所のものなり、我國文武天皇の時、遣唐使粟田真人道麿、これを我國に傳へ、仁明天皇の時、藤原諸葛更に之を考定すと云へり、近世に至りて舞は絶えたり(禮樂志、歌舞音樂畧史)

ワウバクシユウ 黃葉宗 禪宗の一派、黃葉山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より臨濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、諷誦、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃葉清規、并に禪林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の禪林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今臨濟宗と差異なし(源朝野史)隱元隆琦(リユウキ)參看)を開祖とす、隱元は明人にして、法を臨濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年徳川家綱山城守治に黃葉山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り禪林大に衰凋して、宗風振はざりしが、一度黃葉宗の開立ありしより、延いて臨濟曹洞の回勢を促すに至れり、隱元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、獨湛、大眉、南源、獨吼(以上支那人)龍溪、獨照、獨本の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃葉第二世の席を董して、盛んに宗風を闡き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年靈元天皇勅して紫衣を賜ふ、黃葉山これ

りして益々振ふ、時に青木端山といふ者深く木庵に歸依し、江戸白金に紫雲山瑞聖寺を興し、法化を請へるが故に、木庵は江戸に下向せり、爾後黃葉山の禪風、關東に宣揚す、門下に鐵牛、慧極、潮音あり、三傑と稱せらる、鐵牛は之より先き寛文九年に上野國館林に廣濟寺を開く、これ瑞聖寺開創の前年にして、關東に於ける黃葉禪刹の始めなり、而して黃葉山は木庵の後慧林僅に一年にして寂し、獨湛其後を繼ぎたりしが、當時木庵門下の諸英俊皆關東に在りしがゆゑ、山風漸く衰頹したる而已ならず、獨湛世事を厭離し、唯念佛を事としたりしも、高泉法席を繼ぐに及び、隱元禪師の業また稍々興る、後世稱して宗門の中興と爲す、十四代龍統に至り、始めて邦人にして法席を繼ぎしが、二十一代大成に至るまでは、なほ日清兩國法孫の混住なりしと雖も、二十二代格宗以後は全く本邦の法孫のみ住持せり、明治九年宗名を立て、黃葉宗と稱す、流派なく、本山も萬福寺のみなり、マンブクツ「センシユウ」參看(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

ワウバン 碗飯(碗飯) 名義 饗應の爲めに催したる食膳をいふ、また饗應の意にも用ふ、碗は食器、これに飯を盛るなり、故に名づく、なほ盃酒といふがごとし、後世碗飯と書するは誤なり(源朝野史)權記長保三年八月十一日の條に「今日供眞采(中畧)殿上女房碗飯一器(明順朝臣)五年十一月十日の條に「權中納言殿上被出碗飯」また同月十七日の條に「余出碗飯(頭中將所)課也」とあるを初見とす、而して此種の碗飯は、いづれも公卿等が、事ありて殿上に集會せる時、一人または數人に課し、衆人に饗應せしめたるものなりき、而して其饗を設くるは殿上のみならず、臺盤所、瀧口、武者所其他に

於てせる事あり、なほ源平盛衰記衣笠合戰事の條に「敵寄するならば暇あるまじ、先靜なる時、よく兵糧つかうべしとて、酒肴碗飯昇居て是を勤む」とあり、勘仲記弘安九年三月二十七日の條に「次退出(宿所出雲權守泰光館、寺家點定之寺家送碗飯)上下補飢」とあれば、必ずしも儀式的のものにあらずりしを知るべし、鎌倉幕府にては、歳首、または慶賀、遊覽等のことある時は、多く碗飯あり、特に歳首の碗飯は恒例となり、正月一日より數日に亘り、千葉三浦小山宇都宮等の宿將之を催設けて、將軍を營中に饗應せり、從うて其儀も華美となり、太刀鞍馬等の引出物を加ふ、室町幕府に至りては、足利尊氏の時より、鎌倉幕府に倣ひて、毎歳首に行ひしが、足利義滿の時、更に其規式を制定し、正月一日は管領、二日は土岐氏、三日は佐々木京極、六角の三氏(隔年に交代す)七日は赤松氏、十五日は山名氏之を勤仕して、將軍を饗し、又右筆を以て碗飯奉行と爲して其事を司らしめしを以て、至重の儀式となりたりき、なほ鎌倉の管領も、幕府に倣ひ、家臣をして之を獻せしめしが、應仁亂後漸く衰へて、相共に廢絶せり、また此時代には、幕府管領家の外、諸大名も、儀式としてこれを行ひしものあり、大内氏のごときこれなり、江戸時代のはじめには、まれに碗飯の稱を以て人を饗したること、塵塚談に「我等二十歳比迄は、板橋東鴨邊の百姓、相應に暮すは、毎年正月碗飯といふて、親族并に近邊の者を招請し饗應せし也、右の田舎にては近歲は一統に無之よし聞及ぶ、當時我等しれる所にては、兩町奉行所にて、正月四五日比に、組與力同心に碗飯と號し饗應あり、外には一切聞及ばず」と見え、昔々物語に「昔は大身小身衆は申に及ばず、下々輕き者一人も召仕程の者は、町人

ワウバ
 樂にて大曲なり○遊聲一帖拍子なし、序一帖拍子三十、破六帖、每帖拍子十六、舞者六人、答舞新島蘇(源朝野史)唐玄宗皇帝國を平げて即位の時、作らしめし所のものなり、我國文武天皇の時、遣唐使粟田真人道麿、これを我國に傳へ、仁明天皇の時、藤原諸葛更に之を考定すと云へり、近世に至りて舞は絶えたり(禮樂志、歌舞音樂畧史)

ワウバクシユウ 黃葉宗 禪宗の一派、黃葉山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より臨濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、諷誦、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃葉清規、并に禪林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の禪林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今臨濟宗と差異なし(源朝野史)隱元隆琦(リユウキ)參看)を開祖とす、隱元は明人にして、法を臨濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年徳川家綱山城守治に黃葉山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り禪林大に衰凋して、宗風振はざりしが、一度黃葉宗の開立ありしより、延いて臨濟曹洞の回勢を促すに至れり、隱元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、獨湛、大眉、南源、獨吼(以上支那人)龍溪、獨照、獨本の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃葉第二世の席を董して、盛んに宗風を闡き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年靈元天皇勅して紫衣を賜ふ、黃葉山これ

りして益々振ふ、時に青木端山といふ者深く木庵に歸依し、江戸白金に紫雲山瑞聖寺を興し、法化を請へるが故に、木庵は江戸に下向せり、爾後黃葉山の禪風、關東に宣揚す、門下に鐵牛、慧極、潮音あり、三傑と稱せらる、鐵牛は之より先き寛文九年に上野國館林に廣濟寺を開く、これ瑞聖寺開創の前年にして、關東に於ける黃葉禪刹の始めなり、而して黃葉山は木庵の後慧林僅に一年にして寂し、獨湛其後を繼ぎたりしが、當時木庵門下の諸英俊皆關東に在りしがゆゑ、山風漸く衰頹したる而已ならず、獨湛世事を厭離し、唯念佛を事としたりしも、高泉法席を繼ぐに及び、隱元禪師の業また稍々興る、後世稱して宗門の中興と爲す、十四代龍統に至り、始めて邦人にして法席を繼ぎしが、二十一代大成に至るまでは、なほ日清兩國法孫の混住なりしと雖も、二十二代格宗以後は全く本邦の法孫のみ住持せり、明治九年宗名を立て、黃葉宗と稱す、流派なく、本山も萬福寺のみなり、マンブクツ「センシユウ」參看(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

ワウバン 碗飯(碗飯) 名義 饗應の爲めに催したる食膳をいふ、また饗應の意にも用ふ、碗は食器、これに飯を盛るなり、故に名づく、なほ盃酒といふがごとし、後世碗飯と書するは誤なり(源朝野史)權記長保三年八月十一日の條に「今日供眞采(中畧)殿上女房碗飯一器(明順朝臣)五年十一月十日の條に「權中納言殿上被出碗飯」また同月十七日の條に「余出碗飯(頭中將所)課也」とあるを初見とす、而して此種の碗飯は、いづれも公卿等が、事ありて殿上に集會せる時、一人または數人に課し、衆人に饗應せしめたるものなりき、而して其饗を設くるは殿上のみならず、臺盤所、瀧口、武者所其他に

於てせる事あり、なほ源平盛衰記衣笠合戰事の條に「敵寄するならば暇あるまじ、先靜なる時、よく兵糧つかうべしとて、酒肴碗飯昇居て是を勤む」とあり、勘仲記弘安九年三月二十七日の條に「次退出(宿所出雲權守泰光館、寺家點定之寺家送碗飯)上下補飢」とあれば、必ずしも儀式的のものにあらずりしを知るべし、鎌倉幕府にては、歳首、または慶賀、遊覽等のことある時は、多く碗飯あり、特に歳首の碗飯は恒例となり、正月一日より數日に亘り、千葉三浦小山宇都宮等の宿將之を催設けて、將軍を營中に饗應せり、從うて其儀も華美となり、太刀鞍馬等の引出物を加ふ、室町幕府に至りては、足利尊氏の時より、鎌倉幕府に倣ひて、毎歳首に行ひしが、足利義滿の時、更に其規式を制定し、正月一日は管領、二日は土岐氏、三日は佐々木京極、六角の三氏(隔年に交代す)七日は赤松氏、十五日は山名氏之を勤仕して、將軍を饗し、又右筆を以て碗飯奉行と爲して其事を司らしめしを以て、至重の儀式となりたりき、なほ鎌倉の管領も、幕府に倣ひ、家臣をして之を獻せしめしが、應仁亂後漸く衰へて、相共に廢絶せり、また此時代には、幕府管領家の外、諸大名も、儀式としてこれを行ひしものあり、大内氏のごときこれなり、江戸時代のはじめには、まれに碗飯の稱を以て人を饗したること、塵塚談に「我等二十歳比迄は、板橋東鴨邊の百姓、相應に暮すは、毎年正月碗飯といふて、親族并に近邊の者を招請し饗應せし也、右の田舎にては近歲は一統に無之よし聞及ぶ、當時我等しれる所にては、兩町奉行所にて、正月四五日比に、組與力同心に碗飯と號し饗應あり、外には一切聞及ばず」と見え、昔々物語に「昔は大身小身衆は申に及ばず、下々輕き者一人も召仕程の者は、町人

ワカウ

までも、正月宛飯振舞とて、親類縁者子供迄、不洩呼集め、それらに酒食、分限相應に結搦して、目出度と、こふき歌ひのじりて酒盛し快く遊ぶとあるにて知るべしと雖、其稱早く絶えたり、また京都地方にて節振舞といひ、元日より晦日までの間に、親戚朋友に酒食を催して饗應することありしが、所謂宛飯振舞の遺風なるべし(西宮記、江家次第、類聚雜要抄、厨事類苑、權記、吾妻鏡、源平盛衰記、年中恒例記、年中定例記、大内家壁書、塵塚談、昔々物語、俳諧歳事記、貞丈雜記、古事類苑禮式部)

ワウロク

女王祿

王に祿を給ふ儀式を云ふ、女王祿とかきてワウロクとよみ、女の字を讀まざるを故實とする由、公事根源に見えたり(此日參議一人、辨、史、承明門内西座に着す、本司の官人女王を率ゐて帳下に候す、帷二字、安福殿の前に立てたり、次に官人ども前庭の座に着き、同其座に着せし後、官人簿を取り、一々其名を唱ふ、女王と答へて進み出で、祿を受け退出す、其祿法人別に絹二匹、綿六屯なり、而して其人員は、江次第に「賜時服、王定四百九十九、待其死、依次補之、但改姓爲臣之、不補其、隨減定額數、凡賜祿女王、定二百六十二人、其隨調補代、改姓不爲、闕事並同上云々」と見えたり(江次第、西宮記、公事根源)

ワカウ

倭寇

名義我邦人の支那朝鮮沿岸を寇略せるを、彼國にて唱へたる稱呼、倭は支那朝鮮にて古來より我國を呼びし稱にて、倭寇は即ち我國人寇略の義なり(起原倭寇に關しては、我國に史料なきを以て、其の始めを詳にする能はず、婦女嬰孩を屠殺し、頗る慘を極む、而して其侵掠せる地方は、大抵西南境なりしが、後ち轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北靑を屠れり、高麗の衰亡する、其力與りて多きに居る、高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王季成柱は、元中九年(北朝明德三年、朝鮮大祖元年)使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義滿は鎮西の諸將に命じて、浮屠を還さしめ、また侵略を禁するの令を布き、應永五年、同十六年また請によりて此事ありしも、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益々甚しかりき、就中永正三年(朝鮮燕山君十二年)には、對馬の民數百人、釜山、濟浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年(朝鮮明宗十年)には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、達梁を犯し、真興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚しかりき、豊臣秀吉の時に及び、や、天皇統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋で漸く衰へたり(支那への倭寇)宋の時、我邊海の商人が宗の商人と連合して、侵略せしこと、起原の條に引きたる玉海建久二年の文によりて明らかなり、建久二年は南宋の光宗紹熙二年に當る、又許國公奏議にも、嘉定年中屢々支那沿岸を侵せしこと見えたり、元代には、元史によれば成宗大德八年千戶所を置き、定海を成り寇を防がしめしことあり、蓋し元の世祖が我國を征せんとせしも、弘安文永の兩役共に成功せざりしより、弘安後未だ十年ならざるに、彼

ワカウ

此とし、(忠定王二年は我觀應元年なり)東國通鑑亦此の事を記して、倭寇の始めとしたり、帝國海軍史論には高麗史に「宣宗十年秋七月癸未、西海道觀察使奏、安西都護府轄下延平島、巡檢軍捕海船一艘、所載宋人十二、倭人十九、有弓箭刀劍甲冑、并水銀真珠硫黃法螺等物、必是兩國海賊、共欲侵邊鄙者也云々」とあるを以て、直に對馬の民、高麗の延平島を侵すとして、我邊民の外國を侵掠せる始めとしせり(宣宗十年は我が寛治七年なり)單に此記事のみにては、侵略せし事見えざれども、玉葉には宋商と我商人と連合して宋の地に狼藉したること見え、吾妻鏡には元暦元年對馬守親光高麗に渡り、虎を捕へし功によりて、三ヶ國を賜はり、文治元年歸國するに當りて、貢船三艘を造りし事見え、また著聞集、吾妻鏡によれば源賴朝が、高麗征伐ありし事見えたり、當時邊土の民、勇武精神の士多かりしを以て、延平島の記事は、先づ倭寇の先驅とも見るべきか、而して正確なる書に見えたる倭寇は、蓋し建久二年とす、玉葉建久二年(南宋紹熙二年、高麗明宗二十一年)二月十五日の條に「右大臣親雅持、宋太宰府解、宋人楊榮陳七太等、於宋朝致、狼藉一事也、留府解了、爲付職事也、十九日宗賴朝臣來申云、太宰府解奏聞之處、可致沙汰云々、余仰云先可問例於官者、此事宋朝商人楊榮陳七太等、於彼朝、依致、狼藉、宋朝下、宣下、自今以後和朝來客可傳召之、由下知云々、此事大一事也、乃伴楊榮等可被處重科、達宋朝之聞之由、宰府進解狀也、此事已一大事也、早可被召、誠彼兩船頭也、而於楊榮者、於我朝所生者也、乃科斷無疑、於陳七太者、於宋朝所生云々、先例如此之者、自由不被科斷、歟云々」と見えたり、此の後伏議を行ひし其の結末詳かならず、從う

ワカウ

て宋朝にて狼藉せし事情も明らかならずと雖ども、我國の商人と宋商と連合して、狼藉せし有様は、明時代倭寇の盛時に當りて、我が商人と支那奸商と連合して、支那沿岸を寇掠せしこと、全く同一方法にして、倭寇の尤古きものと見るも、強ち不當にあらざるべし、許國公奏議によるに、南宋末嘉定年中、屢々日本船の支那沿岸を寇略せし事見え、高麗史高宗十年(我眞應二年)の條に「五月甲子倭寇金州」と見え、元史成德八年(我嘉元二年)の條に「四月丙戌置千戶所、成定海、以防歲至倭寇」とあれば、王朝時代の末より鎌倉時代の始にかけて、既に我民族が、海外を侵略せしことを知るべし、高麗史東國通鑑が忠定王二年を以て起原とせるは、倭寇が特に烈しくなりしを記せるものならん、支那方面に於ては、元史至正二十三年(我正平十八年)の條に「八月丁酉朔、倭寇蓬州、宋將劉運擊敗之、自十八年以來、倭人連寇瀕海郡縣、至是海隅遂安」とあるを以て、殆ど朝鮮と前後して、倭寇の盛に侵略せしを以て知るべし、倭寇の原因に關しては種々なる説ありと雖とも、要するに最初貿易を目的とし、もし意に滿たざる、とあらば、武力に訴へて暴掠し、意に協へる時は、貿易を試みて歸りたりしが、後には掠奪侵略を目的とするに至りしものなるべし(朝鮮への倭寇)安貞元年(高麗の高宗十年)五月、邦人金州に寇せりより以後、屢々侵略を試みたるを以て、高宗は使を送りて之を禁せんことを請ひしことありしが、其勢力は益々熾んじて、忠定王以後は、殊に甚だしかりき、即ち正平五年(忠定王二年)には固城、竹林、巨濟等を、四年には順天府、合浦、固城、會原等を侵略したりしが、朝鮮は大に之に苦しみ、正平七年(北朝文和元年、高麗恭愍王元年)之を禁止せんことを

ワカウ

我國に請ひたれども、當時の將軍足利義詮は、南北兩立し、紛亂已まざるの故を以て辭し、尋で辛禰王のはじめの時、重ねて之を請ひたれども、將軍足利義滿また之を卻く、時に藤原經光といへる者順天にありしが、全羅道元帥金先致、之を誘殺せんとして成らず、是に於て其徒激怒し、入寇すること、婦女嬰孩を屠殺し、頗る慘を極む、而して其侵掠せる地方は、大抵西南境なりしが、後ち轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北靑を屠れり、高麗の衰亡する、其力與りて多きに居る、高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王季成柱は、元中九年(北朝明德三年、朝鮮大祖元年)使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義滿は鎮西の諸將に命じて、浮屠を還さしめ、また侵略を禁するの令を布き、應永五年、同十六年また請によりて此事ありしも、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益々甚しかりき、就中永正三年(朝鮮燕山君十二年)には、對馬の民數百人、釜山、濟浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年(朝鮮明宗十年)には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、達梁を犯し、真興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚しかりき、豊臣秀吉の時に及び、や、天皇統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋で漸く衰へたり(支那への倭寇)宋の時、我邊海の商人が宗の商人と連合して、侵略せしこと、起原の條に引きたる玉海建久二年の文によりて明らかなり、建久二年は南宋の光宗紹熙二年に當る、又許國公奏議にも、嘉定年中屢々支那沿岸を侵せしこと見えたり、元代には、元史によれば成宗大德八年千戶所を置き、定海を成り寇を防がしめしことあり、蓋し元の世祖が我國を征せんとせしも、弘安文永の兩役共に成功せざりしより、弘安後未だ十年ならざるに、彼

ワカウ

國に赴きて通商貿易を試み、意に滿たざることあらば、掠奪を行ふものあり、即ち德治二年(元の大德十一年)冬我西邊の民、元に航して慶元路に至り、吏民と争闘し、遂に其一城を燒く、爾來鎌倉時代末より南北朝時代に係りて、四國九州沿海の商人等は、元の衰微に乗じ、益々侵略を恣にせり、明の代に至りても、倭寇の徒の勢力は愈々強大となり、明の兵よく之を防ぐこと能はず、正平二十四年(明の洪武三年)使を日本に遣はして、征西將軍懷良親王に書を致して之が鎮壓を請ひたれども、親王は九州鎮定に忙しかりし而已ならず、其の書辭の不遜なるを以て卻けて用ひざりき、されば當時天下紛亂の時勢に乗じ、我士民は明の沿岸諸地方に入りて貿易を營み、志を得ざれば忽ち劫掠を繼にせり、故に建德元年(北朝應安三年、明の洪武三年)には山東を寇し、轉じて閩浙を掠む、明大に畏れ、建德元年再び使を太宰府に遣はし禁絶を請へり、親王仍て之を納れ、其使を禮遇し、倭寇鎮撫の策を講じたりしが、使者歸らざるに先だち、邦人また温州を掠め、海鹽、甌浦、福建の濱海諸郡を犯し、更に山東登萊等に寇したり、故に明は懷良親王に據るも功なきを見て、同月僧祖闡、克勤を遣はし博多より京都に入り、書を足利義滿に致して禁絶の事を請ひたり、然れども當時猖獗を極めたる倭寇は、一朝にして過むる能はず、益々濱海に出沒して寇掠を逞くせり、弘和三年(北朝永德三年、明の洪武十六年)六月には、浙江の金鄉、平陽を犯し、明年正月には浙東諸郡に、元中四年(北朝嘉慶元年、明の洪武二十年)七月には、臺州境上に至りて居民を殺掠し、爾來山東寧海に寇し、廣東海濱を犯し、穿山浦より上陸し、軍士男女七十餘人を殺虜して財貨を掠め、其の他雷州、浙江、小中央、遼東、

ワカウ

金州、白沙海口、浙東海澳、樂楚川等に寇し、其地の守將等皆殺されたり、然るに當時義滿は、大に財源を海外に求め、貿易を奨励せんとするの意ありしかば、先づ明の歡心を買はんとし、應永三年(洪武廿九年)彼の大患とせる倭寇の鎮壓を計り、邊民の彼に航せしものを捕へて彼に送り、次で八年(建文三年)僧祖阿、商賈肥富を彼に遣はし、辭を卑うして修交を求めしを以て、明主大に喜びしが、會々同九年壺岐對馬の邊民等浙江、定海衛、穿山所等に寇し、沿岸を掠めしを以て、成祖、義滿に諭す處あり、義滿即ち其徒を追捕し、巨魁二十人を明に送る、然れども倭寇の勢は之が爲めに衰へず、應永十五年(永樂六年)山東、寧海衛を襲うて、曳山衛を犯し、其他諸寨を陥る、明年また廣東を、八年福建を犯し、十八年(永樂九年)には廣東昌化を陥れ、十九年には楚州に寇し二十三年には崇明縣治城を陥れ、官民三百餘人を捕獲せり、明廷之に苦しみて、防禦の策を講じたりども、功なきを以て、屢々足利義滿に諭す所ありしも、常に要領を得ず、然るに永享の末年以後(明の正統以後)文龜年中(弘治年中)に至る迄數十年間は、や、鎮靜に屬し、僅に四五回の倭寇ありしに過ぎざりしが、幾もなくして幕府并諸大名等の遣明使節等にして、暴動猖獗を極むるものあり、即ち大永七年(嘉靖六年)六月大内義興の使者宗設、寧波に至りしに、數日の後、細川高國の使者宗佐、寧波に至る、從來の例によれば、到着順に閱貨筵席ありしが、宗素卿市舶太監に賂ひし爲め、宗設に先じて閱貨筵席に臨みたり、是に於て宗設大に怒りて宗佐を攻めて其船を焚き、太監を殺し、瑞紹興城之を奪ひ、日本の名を以て倉庫を封じ、其の徒を率ゐて寧波に還り、過ぐる所掠奪を恣にし、指揮劉錦と戦

ワカウ

うて之を殺したり、天文九年(嘉靖十九年)に及び明の亡命の首魁李光頭等、邦人に黨して之を誘ひしを以て、倭寇は一層暴威を逞うせり、天文二十一年(嘉靖三十年)邦人臺州に寇し、大に象山定海の諸邑を掠む、明年山東の巡撫都御史之を破る、同二十三年(嘉靖三十三年)倭兵又別に江北に赴きて大に通門の諸縣を掠め、更に山東に剽入せり、帝徐州兵備副使李天龍を以て王惲に代ふ、天龍其任に副はす、浙の地安からざるに至り、邦人海鹽より嘉興を侵し、更に乍浦に入り、寧海の諸縣を犯し、又海に入りて崇明、又蘇州に薄り、嘉興を掠め、蘇州の倭寇は轉じて松江を掠めたりしが、參將俞大猷に破られ、嘉興の邦人も亦遷りて拓林の諸處に屯せり、明年に至り、拓林の邦人は舟を奪ひて、乍浦海寧を犯し、崇徳を攻陥し、各地を掠め、江北の邦人は淮揚、諸州を犯す、既にして俞大猷大に邦人を王江涇に破りしかば、邦人皆舟に乗じて逃れたり、是を倭寇ありしより第一の戦功となす、幾もなく邦人再び兵海洋より來りて蕪州の地を犯し、又紹興より南京を犯す、其の他沿江の諸縣皆其の患にかゝれり、永祿三年(嘉靖三十九年)邦人六千餘人潮州等の地を犯す、時に浙江、直隸の倭寇稍々止みて、福建廣東の警報日に至りしが、同六年(嘉靖四十二年)に至り副總兵戚繼光之を破る、是時に當り、我國には、豐臣秀吉出で、海内を統一したると、海寇を禁じたるにより、倭寇の徒大に衰ふ、然れども其徒が明に與へたる打撃は尤も甚しく、明は之が爲めに日夜防禦に苦しみ、加ふるに財政の不足を來し、遂に明朝亡の一原因となれり(台湾への和寇)當時台湾も亦我邊民の至るものありて其勢力を振へり(「ダイアン」參看)南洋への和寇)和寇の盛なるに當り、南洋方面にも赴きて寇

ワカウ

略を行ひたるが如し、禁衛軍に西南は印度の諸國、安南、廣南、占城、東坡塞、暹羅、其他南海中の呂宋、巴刺歐亞、渤泥等の諸島に至り、近海諸邑を剽掠し、種々の財寶器物を奪取り來りて、其家を富ませると見えたり、かくのごとく擧行を逞くせる倭寇も、桃山時代に入り、豊臣秀吉が、天下を統一して、海寇の徒を禁じたりしと、幾もなくして社會の秩序や、整頓したるとの二原因により、江戸時代のはじめよりは、遂に其跡を絶てり(初め倭寇の徒は、多く九州、伊岐、對馬等の邊民多かりしが、室町時代に伊豫河野の一族、即ち田島、久留島、野島、村上等の諸士、并に肥前の大村、五島等の大名小名等其首領たりしか故に、比較的秩序ある行動を爲し得たるもの)と、其衆少きは數十人より多きは數千人に達し、通常七八百石の和船に、八幡大菩薩の標旗を、海風に飄したれば、支那朝鮮にては「バハン船」と稱せり(「バハン」參看)加ふるに當時戦亂の際なりを以て、其徒の勇猛なることまたおどろくべきものあり、常に紅衣黃蓋を纏ひ、短袴を着け、好みて胡蝶陣を張り、日本刀を鑿して奮戦し、向ふ處敵なく、外人の之を恐るゝこと、恰も鬼神の如くなりき、故に支那朝鮮の沿岸に至る處其害を被り、高麗はこれが爲に亡び、元明の二代を通して、國家の大患なりと稱するに至り、明のごときは、南倭北虜と稱して、實に亡國の一原因を爲せり(もと威海衛にありし環翠樓記の石碑は、今陸軍中央幼年學校に藏せり、倭寇の壯烈なりし状と、明軍防禦の一斑を知るに足るべき好史料なり、文長を以て省略す)元史、高麗史、東國通鑑、明史、明史紀事本末、籌海圖編、倭變事略、隣交徵書、異稱日本傳、本朝通鑑、伏敵編、支那史、朝鮮史、善隣國寶記、海の大日本史、史學雜誌

ワカカ

「足利時代における明への和寇」、皇典講究所講演「倭寇の始末」、いま市村博士が異稱日本傳以外に、和寇に關する参考書目を編せられたるものあり、左に録す、籌海圖編八卷(胡宗憲)籌海重編、萬里海防圖編二卷(鄭若會)江南經略八卷(同上)兩浙海防類考四卷(謝廷傑)同續編十卷(范徠)溫處海防圖略二卷(李如華)海防類考(若干卷)兩浙海防考二卷(隆慶元年勅修)海防要略十三卷(王在晉)兩浙戰船則例(李釜)東海籌略(徐一鳴)海寇議一卷(萬表)嘉靖倭亂備抄二卷、備倭考(李賢)晏海編二卷(張延登)定海備倭紀略(梁文定)吳淞甲乙倭變志二卷(張鼎)倭變事略(采九德)靖海紀略一卷(鄭茂)洗海近事二卷(俞大猷)正氣堂集十六卷(同上)鄭端管公奏疏十四卷(鄭曉)楊襄毅公本兵奏疏十二卷(楊博)譚襄毅公奏疏(譚綸)潘司空奏疏第一卷(潘李嗣)蘭江集十七卷(王在晉)汪直傳一卷、徐海本末一卷(茅坤)經世要略四卷(黃仁溥)平倭四疏三卷(張煥)取倭錄九卷(王士驥)備倭記二卷(大同)倭情考略一卷(郭光復)

ワカカヘテ

若蝦手 襲の色目の名、表薄萌黃、裏薄紅梅、また表薄青裏紅ともいふ(胡曹抄、藻鑑草)

ワカカウダンシヨ

和學講談所 國書を講習し、及び之を調査編纂する處なり、單に和學所ともいふ、林大學頭の支配に屬す(所在)江戸惣町表六番町(いま上六番町、井伊伯爵邸の向側)出役頭取一人、出役頭取見習二人(以上御目見以上)同助二人、出役三人、同手傳七人、同並五人、稽古所手傳出役二人、世話心得四人、同助六人、稽古所會頭一人、同助三人、武家故實會頭一人、同助五人(原稿)寛政五年四月、塙保己一、講談所設立のこゝを幕府に請うて許可せられ、七月はじめ

ワカク

て裏六番町の地を下して建築し、閏十月に至りて成る、七年九月、講談所永續の手當として町屋敷を賜ひ、年々納むる所の五十兩(後七百兩)を以て雜費に充てしむ、此月はじめ林大學頭の支配となり、和學御用を命ぜられたり、文化二年六月表六番町に移る、文政五年九月保己一卒し、子忠實家を襲ぎ、和學所御用を命ぜられしが、文久元年に至り、出役頭取をおき、伊丹光之丞を以て、これに補し、講談所を統管せしむ、翌二年忠實害に遇ひ、子忠實襲ぐに及び、改めて勘定格となり、二十人扶持を賜ひ、和學所附を命ぜらる、此年講談所に稽古所をおき、毎日國史律令を生徒に講習し、且つ午前午後に分ちて輪講會讀を行ふ、また武家故實稽古あり、毎日講習し、和歌會文章會あり、毎月一回之を催す、明治元年六月廢せらる(講談所の事業は塙保己一の傳中に述べたり、ハナハホキイナ)參看(和學所御用留、塙氏和學所由來)

ワカクサ

若草 襲の色目の名、表薄青、裏濃青なるものをいふ、春季之を著用す、カサネノイロメ)の挿圖參看(胡曹抄、藻鑑草)

ワカサヌ

若狹塗 若狹國小濱村にて製造する漆器をいふ(其漆法は、支那の存星の遺風を擬し、紅、綠、青、黃、黒の彩漆を以て塗り、其形狀恰も雲の如し、且つ金銀箔を以て、縹緗文の如き花草を作り、甚だ研美にして、漆質亦堅剛なり)起原詳かならず、寛延年中に至り、其業漸く盛んにして、製出する所のもの昔日に數倍す、明治に入り多く箆笥、書棚、テーブル、手箱、筆、箸を製出す、近年下野の日光の工人、亦た若狹塗の器を模擬すれど、及ばざる(と遺し(工藝志料))

ワカサノクニ

若狹國 東は越前、近江、南は近江、丹波、西は丹後、北は海に至る、東西

ワカサ

凡拾貳里、南北凡四里、北陸道に屬す(形勢)山勢東より西に走り丹後に連る、瀨海岬嶺錯出し、疆域狹隘にして平地少く、土質瘠瘠(原稿)垂仁天皇三年、天日槍近江國より若狹を経て四但馬に至る、若狹の史に見えたる此に始まる、國郡制定の時、二郡を管す、淳和天皇天長二年大飯郡を建て、三郡となる、國府を遠敷郡に置く(今の府中村、鎌倉幕府の時、惟宗忠季に今富莊を賜ひ國守に任じ、其餘の郡邑を以て藤原行光、中條家長等に分與す、寛喜の初、將軍藤原賴經、惟宗氏の邑を収めて、北條經時に與ふ、爾後北條氏世々本國を領して京畿を控制す、北條高時伏誅の後、内大臣藤原公賢國司となり、目代をして管理せしむ、足利尊氏の叛するや、族弟家兼及び佐々木高氏をして之を分轄せしむ、興國中家兼の兄高經守護となり、後ち山名時氏、大高重成、細川清氏相繼いで守護となる、正平十六年清氏吉野に歸順す、足利義隆、石橋和義を守護とす、二十一年一色範光之に代り、元中八年子詮範、山名氏清を伐て功あり、丹後を加賜し孫義實に傳ふ、永享中足利義教、武田信榮に命じて義實を殺し、信榮を以て守護となす、相傳ふる九世、元明に至り、朝倉義景に合して織田信長を拒む、義景亡び元明降を乞ふ、信長丹羽長秀をして國を監せしむ、天正十年豊臣秀吉元明を近江海津に誘致して之を殺し、武田氏亡ぶ(九世百四十餘年)長秀因て守護となる、十三年長秀卒し子長重嗣ぐ、十六年秀吉之を加賀松任に徙し、淺野長政を封す、文祿二年甲斐に轉封し、其地を分て小濱六萬石を木下勝俊に、高濱二萬石を其弟利房に賜ふ、關ヶ原役畢り、徳川家康二人の封を没し、京極高次を封じ小濱に治す、寛永元年子忠高越前敦賀を加賜す、十一年之を出雲に徙し、酒井忠勝に賜ひ(拾萬石)子

ワカサヒコノジンシヤ

若狹彦神社 所傳若狹國遠敷郡遠敷村遠敷(本國の一宮、現今國幣中社)若狹彦神、若狹姫神傳云ふ、彦火々出見命、豐玉媛也(○)後世彦神を龍前村に祭りて上宮とし、姫神を遠敷村に祭りて下宮とし、合せて之を遠敷明神と云ふ(原稿)元正天皇靈龜元年始め垂跡すと傳ふれども確ならず、續紀寶龜元年八月の條に、伊勢諸人等を遣はして、鹿毛馬一匹を奉らしめし事あるを初見とす、延喜の制名神大社に列り、後ち當國の一の宮となる、應永年中守護一色氏崇敬して屢々社殿を修築し、正保二年酒井忠勝また修補を加ふ、凡毎年上宮祭五月十日に、漁人蟹を捧げ、卯月臨時祭を行ふ、下宮二月九月の十日を例祭とす、此日西津郷堅海莊の漁人鮮魚を奉り、西日臨時祭を行ふ(若狹郡縣志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

ワカサンジン

和歌三神 (一)住吉社、天満宮、玉津島社(後奈良院宸記、宣胤記)(二)住吉社、

ワカサ

ワカシ

ワカド

玉津島社、柿本人丸(和歌三神考、和漢三才圖會)(三)天満宮、山部赤人、柿本人丸(類聚名物考)(四)住吉の表筒男神、中筒男神、底筒男神(住吉祇記)等の説あり、

ワカシユウタウ

若衆道 江戸時代、男色のことをいふ、單に衆道とも稱す、ナンシヨク、カマヤ、参看、

ワカドコロ

和歌所 和歌を講修し、またば撰集することを掌る、和歌所長官を別當とし、其の事務を總裁す、次を開闔と云ふ、また年預とも云ふ、其の事務を整理す、次を寄人と云ふ、和歌を撰集す、共に堪能の歌人を以てこれに補したり、
醍醐天皇延喜五年四月紀友則、同貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑等を以て、古今の和歌を撰集せしむ、承香殿の東、内御書所を以て、和歌撰集の所とす、然れども未だ和歌所の名なし、村上天皇天曆五年十月勅して後撰集を撰ばしむ、梨壺を以て和歌を撰ぶ所とし、清原元輔、紀時文、大中臣能宣、源順、坂上茂樹等して撰ばしめ、藤原伊尹を以て和歌所別當に任じたり、是れ和歌所の名見えし始めなり、而して以上は共に臨時のものにして、常置のものにあらず、後鳥羽天皇尤も和歌を好ませ給ひ、斯道を奨励し、歌人を優遇し給ひ、事にふれ、折にふれて歌合和歌會を屢々行はれ、百首歌合千五百番歌合等ありしを以て、藤原良経、源通親等の大臣を始め、女房等に至るまで、和歌に傑出せるもの一時に輩出するに至る、土御門天皇建仁元年七月に至りて、和歌所を置かる、和歌所は二條殿弘御所の北面にして、藤原基通、同良経、源通親、同通具、僧慈圓、藤原俊成、同有家、同定家、同家隆、同雅和、源具親、沙彌彌蓮、藤原清範、同隆信、鴨長明、藤原秀吉を寄人とし、源家長を開闔と爲

ワカド

す、尋で八月に初度御影歌合を行はせられ、後ら屢々歌合和歌會を行はる、十二月通光、定家、家隆、雅經、寂蓮等をして、上古以来の和歌を撰進せしむ、此の後承久頃までありしが、其の後のこと詳かならずと雖も、園太曆延文元年十一月十三日の條に「抑御子左大納言入道年來有二三談、和歌所之體可御覽、且爲公所儀不可有身恐歎云々」と見え、拾芥抄新拾遺集の條に「貞治二年三月十五日和歌所、五條室町、自武家以三行忠三品被送給言於撰者云々」と見え、惺高先生系譜、及び冷泉系圖によれば、和歌所の所領播磨細川庄、近江小野庄を御子左家に管領せしと云へば、承久亂以後鳥羽天皇隱岐に遷され給ひし後、院中の和歌所を御子左家に附し、俊成の第宅五條室町を以て、和歌所とせしものか、然れども和歌所の見えしは、延文の五千載、貞治の新拾遺、永享の新續古今を撰集せし時のみなるを見れば、常置のものにあらずして、和歌撰集の時々置きしものなるべし、(明月記、家長日記、園太曆、藤成記、拾芥抄) **ワカドシヨリ** 若年寄 江戶幕府の職名、將軍に直隷して、老中支配以外の諸役人を支配し、特に旗本を統轄す、其内一名を勝手掛となし、財務の事を管せしむ、尤も權勢あり、なほ月番を定めて、事務を行ふこと、老中のごとくなり、また參政、少老、執事、旗本支配、諸士の別當、旗本副執事ともいへり、老中に次での重職たり、帝鑑問語、菊之間語等の諸代大名の内、多くは側衆、奏者番、寺社奉行、大番頭を経て任補したり、人員は概ね三名乃至五名にして、位階は從五位下なり、役料なし、但し時によりて粟米五千石を給し、また隠居もしくは部屋住のもの、これに任する時は役料(慶應三年役料を廢し、役金四千兩とす)を給せり、また若年寄格、若

ワカド

朝に吸みたるを稱せり、公事根源に「荒玉の春立日に、これを奉れば、若水とは申すにや」とあり、古來より、若水を呑めば、一年中の邪氣を除くと云ひ傳へたり、(和歌集)朝廷にては、古くは、立春以前より生氣の方の井を封じて人に汲ませず、立春の日主水司これを汲みて内裏に上り、朝餉として聞召されたりといふ、此事江家次第にも見えたり、江戸時代、武家にては、年男といふもの麻上下を着し、元且に若水を汲むことを勤めたり、此時用ひる桶は、若水桶と稱し、暮の内に新調し、鶴龜など目出度き繪を畫き、輪飾を附したり、此風今日に至りても、なほ一部分に行はる(公事根源、神書、日本歳事記、江戸歳事記) **ワカミドリ** 若緑 襲の色目の名、表青、裏紫、春季之を着用す「カサネイロメ」の挿繪參看(重色目) **ワカミヤ** 若宮 (一)本宮の祭神の子を、其境内に祭りたる社(二)本宮を勸請して祭りたる社祠をいふ、井に本宮に對する稱呼にして、後者は新宮の義なり、また老せぬ宮とも稱す、假令石水八幡の若宮は仁德天皇、水若宮は宇治稚郎子を祭る、石清水の祭神は、應仁天皇にして、仁德天皇、宇治稚郎子は井に其皇子なり、また分社の意に用ひたるは、鶴岡八幡宮における若宮八幡の類、これなり(神道名目類聚抄、類聚名物考)三代實錄貞觀十五年八月四日の條に、氣多若宮とあるを初見とす、 **ワカミヤハチマンクウ** 若宮八幡宮 山城國京部下京區五條橋東五町目〇六條八幡或は左女牛八幡とも稱す(和歌集)應神天皇、神功皇后、仲哀天皇外一柱(和歌集)天喜元年十二月勅願により、源賴義をして六條左女牛に創建せしむ、卜部

ワカシ

ワカド

あり)慶安二年二月種綱亦罷むるに及び、旗本に關する事は、暫く老中の掌る所となり、若年寄の所職一時中絶せり、尋で寛文二年二月久世廣之、土屋數直の二人新たに若年寄となり、爾來連綿として之に補し、幕末に際しては、萬石以下の輩にして、此職に居るものあり、人員も慶應三年には十二人の多きに及びり、
○若年寄格は、文久二年八月に稻葉正巳、若年寄並は、慶應三年三月に淺野氏祐、西丸若年寄は、寶永三年に永井直敬、大久保教寛、大御所附若年寄は、延寶二年九月に加納久通、堀直喬が補せられしをはじめとす(見聞雜錄、里見義泰分限帳、松蔭日記、柳營秘鑑、有司勤仕錄、泰平年表、校訂補任、藩翰譜、徳川實紀、武家名目抄、武鑑、嘉永明治年間録、續徳川實紀、御役人代々記、開國紀原、古事類苑官位部)

ワカマツジャウ

若松城 所産 岩代國北會津郡若松町〇一に鶴城又は黒川城ともいふ、又會津城とも稱す(和歌集)至德元年蘆名直盛之を築き、子孫在城す、天正十七年蘆名氏亡び、伊達氏に屬す、同十八年豊臣秀吉之を收めて、蒲生氏郷に與ふ、氏郷増築し、始めて若松城と稱す、後ち上杉景勝入城、慶長五年米澤に移り、蒲生氏再封す、寛永四年二月加藤嘉明之に代る、同二十年七月保科正之山形より移封、二十三方石を領す、子孫相傳へて維新の際に至る、明治元年八月官軍二萬之を圍む、松平容保以下、老弱を併せて防戦し官軍を懈まし、糧食彈丸盡きて遂に降を請ふ、攻圍始と一月月に亘る、封

ワカミツ

若水 名 正月立春の日、生氣の方の井より汲みたる水をいふ、後世は、元且の早

ワカミ

ワカミ

年寄並、西丸若年寄、大御所附若年寄あり、而して西丸若年寄は二人を定員とし、大御所附若年寄は定員なし、待遇並に本丸の若年寄におなじ(支那)職制(シヨクセイ)の表に示したれば、其條を見るべし(和歌集)室町時代の末葉に、諸大名等、老臣と相並びて萬事を奉行する者を、若年寄または若家老といへり、武田、里見等の諸家にて、これをおきたる事書に見えたり、江戸幕府また其稱を襲ひたるものにして、其起原に付き二説あり、一は、寛永十二年十月に、土井利隆と酒井忠朝とこれに補せられしより始まる(藩翰譜、徳川實紀)一は寛永十年三月に六人衆をおき、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛、三浦正次、太田資宗、阿部重次等を之に任じたりしが、信綱は其前年既に老中たり、忠秋、正盛もまた、同十年五月に老中となれるが故に、利隆、忠朝、及び朽木種綱を以て其闕を補ひ、正次、資宗、重次と共に六人衆たらしむ、然るに、同十五年十一月に至り、利隆、忠朝は井に其職を免ぜられ、重次、資宗も、亦他の職に轉せしかば、正次と種綱として旗本の事を掌る、此二人即ち若年寄のはじめなりといへり(泰平年表、校訂補任)是非遽に決しがたし、姑く記して後考を俟つ(御日記を按ずるに、寛永十二年十一月土井利隆、酒井忠朝、三浦正次、太田資宗、阿部重次の五人直月して、萬石以下の輩にあづかりし事、及び其訴訟を掌らしめ、寛永十五年十一月に、三浦正次、朽木種綱をして、旗本の輩を所屬とし、諸事を裁決せしめたることあり、井に若年寄の職なり、之によりて考ふれば、後説或は是ならんか、而して寛永十五年以後は三浦正次と朽木種綱の二人、専ら旗本を管したりしが、其後正次の職を免じ(御實紀に、寛永十六年壬生の城主となりし時免職せるならんと

ワカヤ

ワカヤ

兼親之を奉行す、故に左女牛八幡の別號あり、文治中源頼朝土佐國吾川郡、及び京都六條以南西洞院以東の地を寄す、慶長二年六月豊臣秀吉今の地に遷す、舊記に樓門、築地、廻廊、拜殿、東西の經所、神宮寺の建築、別當、小別當、公文、從儀師、堂達、十禪師、三綱神主、權神主、禰宜、神人、執事、兵士等の社職あり、今の本社は承應三年、後水尾天皇の勅に因りて造營すと云ふ(平安通志)

ワカヤマジャウ

和歌山城 所産 紀伊國和歌山市(和歌集)天正十三年、豊臣秀吉紀伊を平定するや、之を弟羽柴秀長に封す、秀長また和歌山を以て、部將桑山重晴に與ふ、重晴即ち當城を築きて之に居る、慶長五年關原の亂起るや、重晴當城を守り、徳川家康に應ず、同六年重晴和泉國布施に移封の後、淺野幸長之に代り、四十萬石に封ぜられ、更に城廓を修築せり、二十餘年を経て、元和五年幸長安藝に移り、徳川頼宣入部、五十五萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至る(紀伊國續風土記、武鑑、明治政覽)

ワキアケノコロモ

襖(アチ)を見

ワキサカウチ

脇坂氏(掃磨龍野) 姓は初め物部、後に藤原、淺井秀政の三男生政の孫教政、九條殿の所領近江國膳坂庄下司となる、五世安明、佐々木義賢に仕へ、其子安治、永祿十二年明神光秀に屬し、天正十年豊臣秀吉に仕へ、采地百五十石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の戦に、七木槍の一人として名あり、功を以て五千石を賜ふ、十三年攝津の内一萬石を加賜し、從五位下中務少輔に任ず、同年八月和泉高取二萬石を、同年十月淡路須本三萬石を賜ふ、文祿元年朝鮮の役に軍功あり、三千石加賜、慶長五年關ヶ原役に徳川家康に従ひ本領を安堵す、十四年二萬石

ワカマ

ワミカ

ワカミ

ワカミ

ワカヤ

ワキサ

ワキヤ

加賜、伊豫大洲に移る、元和三三年安元五千石加賜、信濃飯田に移封す、承應三年二千石を叔父六左衛門に分移す、寛文十二年安政、播磨龍野に移封、五萬三千石を領す、寶永六年安清、二千石を弟安利に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○安治—安元—安政—安照—安清—安興—安弘—安實—安親—安童—安宅—安斐

ワキサシ

脇差(脇刺) 脇差刀の略稱、脇に差す故に名づく、又脇刀、脇物、懐脇刀、懐刀、懐劔、隠劔、守刀とも云ふ、即ち腰刀に同じ、貞丈雜記に、脇刺は、隠劔として懐中に隠して用心の爲にさす物なる故、脇ざしの刀と云ふ、それを略して脇ざしと計り云ふなり、古のわきざしは、長き柄とも八九寸計にて鍔なく、柄まかす、今あひくちといふ物の事なり、鞘のこじりを丸くするは、懐中する時、衣服にかゝらぬ爲にしたるなり、下緒を短くする事は、下緒のむすび玉を、帶の通りにおしほさみて、外へ取落さぬ爲なり、懐中にて脇へさし置く故、わきざしと云ふなり」とあり、應仁以後戦亂相次ぎしを以て、闘に利あるを宗とし、脇差の寸尺を長くして、鍔を入れ柄をまき、打刀と同じ拵にして、懐の外へ出して、打刀に差し副へ、大小と稱し、昔の脇差は小き刀と稱するに至り、後にはこれに又鍔を入るゝに至り、故に大脇差、小脇差、陣脇差事の名出づるに至る(貞丈雜記、武家名目抄)

ワキモンゼキ

脇門跡 「モンゼキ」を見よ、

ワキヤヨシスケ

脇屋義助 名義通稱

ワケ

次郎國朝新田義貞の弟、元弘中義貞に従うて北條高時を討ち、功を以て兵庫助となる、建武元年義貞と共に京都に入り、武者所となり、駿河守護を領したりしが、二年足利尊氏の叛し、義貞東征するに及び、別に尊長親王を奉じて、尊氏と竹下と戦ひ、敗れて京都に還る(タケノシタノタカカヒ參看)延元元年(北朝建武三年)尊氏の京都を犯すや、諸將と共に之を敗り、西海に走らす、功を以て右衛門佐に拜し、昇殿を許さる、既にして尊氏の大舉して西上するに際し、義貞等は兵庫に防ぎて利あらず、十月義貞の北陸に赴くに及び、義助またこれに従ひ、仙山城に據らんと欲せしに、城守瓜生保胤に敵に附したるを以て、金崎城に入り義貞に會したりしが、二年(建武四年)足利高經等來り圍み、危急に迫れるがゆゑに、義貞と共に城を脱して仙山に歸る、三年(曆應元年)義貞の仙山城に再擧するや、平泉城の僧徒三の峯に據りて應じ、將領を請へるを以て、義貞即ち義助をして赴いて軍事を統べしむ、會々高經の部將細川某來襲せしと雖、撃つて之を卻け、更に進みて府城を取りしが、七月義貞藤島に戦死するや、義助退いて石丸城を保ち、四年(曆應二年)七月足利羽城に高經を攻めて之を陥る、此歳後村上天皇即位するに及び、特に優詔を賜ひ、托するに軍國の事を以てす、尋で尊氏兵を遣はして高經を救ふに際し、義助破れて美濃に趣きしが、再び土岐頼遠の敗る所となり、遂に吉野に逃る、翌日利部卿に任ず、興元元年(曆應三年)の春、伊豫國人兵を起し統帥を請へるを以て、義助命を拜して下向し、西國の軍事を督す、是に於て南海の官軍また振ふ、義助即ち入りて國府に居りしが、五月病んで卒す(大日本史)

ワケ

別 名義姓の一種、其名義に就きて諸

ワケサ

説あり(一)昔君兒の借字なるべし(二)諸國を別ち賜ひて主たらしむる義なり(三)別れて始祖となるを言なるべし(和訓栞(四)アイヌ語の官名バケにて、頭又は主長の義なり(中田藩氏説)(四)別とアイヌ語のバケと同一語根なれども、アイヌ語より出でたるものにあらずして、國語の敬稱語にて、頭首、根本、多大の義を含むものなり(白鳥博士)國朝古事記景行天皇の條に「五十九王、并八十王之中、七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣及稻置、縣主也」と見え、書紀同天皇の條にも「七十餘子、皆封國郡、各如其國、故當今時謂諸國之別者、則其別王之苗裔焉」とあり、これ別の見えたる始めなり、又孝徳紀大化二年改新の詔に、別、臣、連、伴造、國造、村首所、有部曲之民云々とあるを見れば、上古は貴き姓たりしが如し、古事記中に、皇子にして別姓を眞へるもの二十五氏あり、皆諸國の地名を以て名とせり、然るに後に減じて氏となりしこと、續日本紀天平神護元年三月の條に、藤野別眞人、藤野別眞人清麿等見えたるにて知るべし(カバネ參看)(古事記傳、姓序考、氏族考、倭訓栞、國家學會雜誌「可波根考」史學雜誌「國語に於ける敬稱語の原義に就て」)

ワケサ

輪袈裟 「ケサ」を見よ、

ワケノキヨマロ

和氣清麿 名義初め氏姓を襲梨別公、尋で藤野別眞人、または輔佐能眞人と改め、後ち更に和氣朝臣を賜ふ(藤野別眞命の後裔、父詳かならず、姉を法均尼といふ、事蹟備前藤野郡の人、從六位上に叙し、右兵衛少尉となり、天平神護中、從五位下に進み、近衛將監に移る、神護景雲三年、大宰主神中臣智宣阿曾廣八幡宮の託宣を奏して曰く、道鏡をして皇位に即かしめば、天

ワケノ

下太平ならんと、稱徳天皇これに迷ふ、既にして天皇清麿を牀下に召して曰く、朕昨夜夢みらく、八幡神使來りていふ、大神事を奏せしめんが爲めに、尼法均を請ふと、汝宜しく、姉に代り往いて神命を聴くべしと、蓋し法均は早くより天皇に事へ、委ねるに腹心を以てせられしかば、清麿また姉の縁故により、天皇の信任を忝くせるがゆゑに、此命ありしなり、發するに臨み道鏡、清麿を喚び、暮るに官爵を以てす、時に路豐永あり、清麿に謂て曰く、道鏡にして、もし天位に登らば、吾れ何の面目ありてこれに事へんやと、清麿は死を誓うて往き、神宮に詣てて教を請ふ、神託宣して曰く、我國開闢より以來、君臣の分定る、臣を以て君とすること、いまだ之あらざるなり、天日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道の人は、宜しく早く掃除すべしと、清麿歸り來りて奏する事神教のごとし、是に於て道鏡大に怒り、清麿の本官を解き、因幡員外介と爲す、未だ任所に赴かざるに際し、詔あり、姓名を別部磯部と改め大隅國に流す、參議藤原百川其忠烈を慕み、備後封二十戸を割いて之に與ふ、光仁天皇踐祚し、道鏡を下野に竄する及び、寶龜元年清麿の姓名を復して召し還し、二年また本位に復し、播磨員外介と爲す、天應元年從四位下に進み、延暦中攝津大夫となり、從四位上に叙し、民部大輔、中宮大夫を兼ね、尋で正四位下に進む、時に桓武天皇皇孫の新都を營み、十歳にして成らず、費す處甚多し、清麿密に奏し、遊獵に托して、葛野の地を相し、都を遷さんとを請ふ、十五年從三位に陞る、幾もなくして骸骨を乞ふ、許さず、功田二十町を賜ひ、以て子孫に傳ふ、十八年薨す、年六十七、正三位を贈る、清麿通曉する所多く、最も故事に明かなり、民部省例二十卷を撰し、また中宮の教を奉じ、和氏譜を撰し

て之を上る、また嘗て田一百町を備前に墾し、永く賑給の資と爲す、郷民之に頼る、嘉永四年三月詔して、高尾山神護寺なる清麿の廟に、護王大明神の神號を宣下し、正一位の神階を授けられしが、明治七年別格官幣社に列し、護王神社と改め、十九年十一月、山城國京都市上京區櫻庭岡町に遷す、明治三十一年更に正一位を贈らる(大日本史、輔世宿禰記、公卿補任)

ワケベウチ

分部氏(近江大濤) 姓は藤原、工藤祐經の六世高景(一説親光)より出づ、高景足利尊氏に仕へ、正慶二年伊勢安濃郡長野地頭となる、曾孫光久、安濃郡分部に住し、分部氏と稱す、七世光嘉織田信包に住へ、文祿元年信包移封の時、豊臣秀吉、光嘉に伊勢上野一萬石を賜ふ、慶長五年關ヶ原役、徳川家康に屬し、功を以て一萬石加賜す、元和五年光信、近江大濤に移封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、後に華族の待遇を停止せられたり(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○光嘉—光信—嘉治—嘉高—信政—光忠—光命—光庸—光實—光邦—光寧—光貞—光利—光謙

ワサン

和讃 佛教家が印度の伽陀、支那の頌に倣ひ、和語を以て文句を調へ、佛菩薩及び祖師の盛徳を讚嘆したる調をいふ、和語の讃歌の義なり、平安朝時代の末葉、淨土教の流行に従ひ、善導の往生禮讃等の傳唱せらるゝに方り、淨土教を主唱する僧等が、漸く倣ひて作りたるものなり、横川の源信の來迎和讃二十五菩薩和讃、山王和讃、天台大師和讃、覺超の阿彌陀如來和讃、及び藤原通憲の智證大師和讃と云ふものあり、是等の作者に就いて、確證なし

ワケベ

ワサン

ワシヤウ

和尚 「チシヤウ」を見よ、

ワシヤウ

忘緒 半臂の緒をいふ

ワシヤウ

忘緒 半臂の緒をいふ

夏冬共に羅を用ふ、幅三寸五分、長さ一丈二尺あり、疊みて左の腰の前通りに垂るゝなり、二つに折り、わなの片を又三分一許に折り、引のばしたる袴のあしつきより、三四寸さがる處を見計らひ、半臂の上より、堅様に左の腰の前通りに當て、三分一に疊みたる其中程を、同じ緒にて結ぶなり、服制及び衣服の挿繪并に「ハンビ參看(維史、裝束集

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワシヤウ

隆長—隆熙—隆建—隆仲—隆純—隆敬—隆賢—隆聚

ワタガミ

成、裝束甲冑圖解

ワタガミ 綿上 鏡の名所「ヨロヒ」を見よ、
ワタクラモン 和田倉門 江戸城内郭門の一、慶長十二年頃の圖に、和田藏と稱せし大なる御藏

二棟を記せり、これ門名の起る所なり、藏地は後に蔵となりて、近年まで御馬預り曲木又六郎杯の役宅なりしが、文政中松平肥後守の添屋敷に賜へり、門衛には、譜代大名二三萬石限り、番士五人、羽織袴著、武器に鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、番所の法令外櫻田門に同じ（御府内備考、殿居裏）

ワタシロノラドシ

肩白威

威の一種、鏡の袖の上二段を白く威したるを云ふ、例へば赤威肩白と云ふ、總體を茜染の糸にて威し、袖も赤威にして、袖の上二段を白糸にて威したるなり（軍用記）長門本平家物語石橋合戦の條に「大庭が云けるは、さなだは葦毛なる馬に乘たりつるが、わだじろのよろひに、すそがなもので云々」とあり、又肩を赤に威したるを肩赤威、紅に威したるを肩紅威、紫に威したるを肩紫威、淺黄に威したるを肩淺黄威といふ、「ナドシ」參看、

ワタナヘウチ

渡邊氏（和泉伯太）

姓は源氏、源綱の男筒井源太久、攝津渡邊に遷住す、十八世の孫渡邊道綱、三河碧海郡浦部に移住し、延徳三年始めて松平親忠に仕へ、浦部の地七十貫を授けらる、爾來代々徳川氏に仕ふ、四世守綱、家康に仕へ、槍に名あり、槍半藏と稱せらる、永祿六年一向衆一揆の時、家康に背きしも、久しからずして亦仕へ、天正十八年武藏松山の地三千石を賜ふ、慶長六年關ヶ原役の功により千石加賜、十五年、其子重綱と共に尾張義直の傳となり、一萬石加賜、同年近江の地三千石を重

ワタナ

網の次子忠綱に分與す、元和九年忠綱早世せしを以て、其地を弟吉綱に與ふ、慶安三年叙爵して丹後守と稱す、寛文元年方綱、和泉の地一萬石を賜ひ、伯太に治す、前封と合せて一萬三千石、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、徳川加除封録、華族譜家傳、華族譜）

ワタナヘクワサン

渡邊華山

名、字は子安、又伯登といひ、華山隨安居士と號す、法名文忠院華山伯登居士、關西定通の子、關西田原侯三宅氏の世臣なり、寛政五年九月江戸の藩邸に生る、壯にして儒を鷹見星華、佐藤一齋に、繪畫を平山文鏡、宋紫山、金子金陵、谷文晁等に學びしが、文化十一年納戸役となるに及び、公事極めて繁劇なりと雖、餘暇あれば、心を讀書繪事に用ひしを以て、學識技藝共に進む、父没するの後家を嗣ぎ八十石を食み、文政九年番頭となり、尋で側用人に轉じ、天保三年五月更に家老職に上り、祿百石を加へ、役料二十石を賜ふ、是より専ら心を民事に用ひ、補翼する所甚多し、又意を常に外警に注意し、三十二歳の時蘭學に志したれども、自ら原書を讀むの已に晩きを知り、高野長英、小關三英等を延きて、蘭籍を講せしめ、尋でまた長英、三英等と共に尚齒會を興し、政治經濟の方策を研究したりしが、英艦モリソン號渡來の風聞あるに及び、幕府が打拂の擧に出でんとするを聞き、華山は憤慨論を、長英は夢物語を著して其不可を論ず、憤慨論はなほ篋底に藏して出さざりしも、夢物語は早く世に流布したり、此時に際し、江戸町

ワタニ

奉行鳥居忠輝深く蘭學を忌み、機を見て蘭學者一派を羅織せんとするの意あり、會々山口屋金次郎といへる者、亦風に蘭學を好みしが、同志と共に無人島に航し、之を開拓して物産を興さんとし、密に計畫する所あるや、忠輝の屬吏等この擧を以て、名を開拓に托して外人と交通せんと企つる者にして、華山長英の一派も其與黨たりと説したるがゆゑに、忠輝幕閣に説き、急に華山等を捕へて獄に下し、札問を加へしが、無人島事件は元より關係を有せざりしも、其著憤慨論に於て政治を批判し、人心を迷はすの論を記したるを咎め、郷里に送致して家に禁錮す、時に天保十年十二月なりき、而して禁錮中、法を犯して門人等に書信を往復せること世に傳唱し、爲めに物議を生ず、華山累を藩主に及ぼさんとを恐れ、十二年十月十七日自盡す、年四十九、田原の城寶寺に葬る、明治二十四年正四位を贈らる、華山尤も繪畫に長じ、優に一派を爲す、關西遊相小録、訪談録、憤慨論、鳩舌小説、同或問、一掃百態（文明東漸史）

ワタツミノクニ

綿津見國（海神國）

太古我國一部の國名、綿津見は海つ持にして、ワタとは海のことなり、即ち海洋を領有せるの義、所在に就きて諸説あり（一）本居宣長は、海底の國なりといひ（古事記傳、これは古傳を古傳として解釋したるものにして、太古かいる信仰ありしは明かなり）（二）新井白石は新羅なりといひ（古史通或問）近時田口博士も之と同説を唱へ（史海）（三）中山信名は琉球なりといひ（東海雜記）（四）吉田東伍氏は薩摩國後世の筑前國箱屋筑紫早良三郡の地なりといひ（日韓古史斷）（五）古事記傳に引用せる一説には、薩摩國近くの小島なりといへり、未だ之を詳かにせず、暫く記して後考を俟つ、されど古事記に、火遠理尊が、綿津見神の援助を得て、火照尊を征服せることあるを以て考ふれば、其勢力の強大なりしこと想像するに足るべきなり、

ワタリリヤウ

渡領

王朝時代中葉以後、家又は職に附屬せる所領を云ふ、其家を承け、其職を繼ぎたる人々が、世襲する所なるを以て名く、天皇上皇には後院領を渡領とす、嵯峨天皇の時より起りて、南北朝時代まで存したり、委しくは「ゴケン」を見て知るべし、藤原氏の長者に附屬したる渡領は、大和國佐保殿、備前國鹿田庄、越前國方上庄、河内國楠葉庄の四ヶ所にして、殿下渡領とも云へり、藤原氏の長者たるものは、大概攝政關白を兼ね、攝政關白は殿下と言ひしを以てなり、四ヶ所の外殿下渡領と稱するもの多かりしと見え、源平盛衰記殿下御母立願事の條に「紀伊國田中庄は殿下渡領なりけれども云々」とあり、其起原詳かならず、中右記嘉保元年三月十

ワタツ

ワタリ

ワツフ

ワドウ

ワドウ

ワミヤ

一日藤原師實が、同師通に朱器臺盤、及び長者の印等を譲りし條に、渡領四ヶ所を譲りしこと見えたるは、渡領の見えたる初めとす、これより藤原長者となりし時は、庄園に朱器臺盤文書と共に、必ず傳領する例なりき、また小槻の壬生氏は若狭國國富庄、越前國久次庄、備後國神崎庄、土佐國吉原庄を渡領したりき、思ふに、此風は後鳥羽天皇建久以後始まりなるべし、なほ東寺寺務にも渡領ありて、寺務遷替の時には、必ず之を傳領するの例なりき、攝津國垂水庄のごときは、即ち其一にして、東寺百合文書元仁元年四月二日、攝津國垂水庄預所承宣と、下司藤原家行、公文藤井重綱等と、年貢を争ひし時に、北條泰時裁決の内「承宣如申者、當庄者東寺寺務遷替之渡庄云々、如家行申者、爲渡庄之條無子細云々」と見えたり、此外諸家諸職等に屬せるものなほ多し（中右記、兵範記、攝關宣下類聚、壬生文書、壬生家譜、東寺百合文書）

ワツフ

割付

江戸時代、地方三帳の一にて、百姓公納年貢の目録をいふ、御年貢可納割付とも稱す、國々により之を免狀ともいふ、即ち關東にては割付といひ、駿河より以西の國々には免狀といふ、割付とは、田畑上中下の段別に、取米を割付て取り立るといふ義なり、また免狀といふは、是程年貢を納むべし、其餘は百姓の取分に免じやるといふ義なり、また所により、下ヶ札といふあり、其理由詳かならざれども、小宮山氏の考には、免狀と同意にて、上より下さる年貢の書付といふ意なるべしといへり（田園類説、地方凡例録、農政座右）

ワドウ

和銅

元明天皇御宇の年號、慶雲五年正月十一日、曩に武藏國秩父郡より和銅を獻じたるを以て元を改む、七年を経て元正天皇即位し靈龜

ワドウカイハウ

和同開珎

と改元す（續紀）
一種、和銅の年鑄造したるを以て此名あり、性質銀と銅との二種あり、銀錢は、徑八分、重二匁一分強、銅錢は徑八分、重一匁、銀錢一文は銅錢四文に當れるが如し（原簿）和銅元年五月、始めて銀錢を行ひ、同年七月近江國にて銅錢を鑄造し、翌八月始めて之を行ふ、後ち太宰府、播磨等にて之を鑄る、尋でまた長門國を鑄錢地と定めらる、同二年八月銀錢を廢し銅錢のみを行はしむ、淳仁天皇天平寶字年間新錢を鑄造す、「セニ」の挿繪參看（大日本貨幣史）珎は古來より珍なりとも寶なりともいひ、兩説ありと雖も、他に神功開寶の例あるより考ふれば、寶の省字とする方信すべきなり、

ワトクモン

和徳門

「クワトクモン」を見よ、

ワミヤウル井シウセウ

倭名類聚抄

略して倭名抄ともいふ、二十卷、十卷の二種あり、事物の和名を分類して聚め、和漢の群書を探り、文字の出處を明かにしたるものなり、蓋し本邦辭典の嚆矢と云ふべし、十卷本は天地、人倫、形體、疾病、術藝、居處、舟車、珍寶、布帛、裝束、飲食、器皿、燈火、調度、飲食、羽族、毛群、牛馬、龍魚、龜貝、稻穀、菜蔬、果蔬、虫豸、草木の廿五部に分つ、二十卷本は、時令、樂曲、湯藥、官職、國郡、殿舎の六部多し、狩谷按齋論じて「十卷本は原本にして、二十卷本は後人の増補する所なるべし、然れども類聚名義抄、伊呂波字類抄間々二十卷本を引用せし處あり、且つ本朝書籍目録にも、兩本を並べ擧げれば、後世の書にあらざるべし」といへり、序文に「上舉三天地、中次二人物、下至草木、勒成二十卷、卷中分部分門、廿四部百

ワラハ

廿八門(流布本二十卷、四十部、二百六十八門に作る)名曰和名類聚抄と見えたり、二十卷本は伊勢本尤も古く、元和中那波道圓刊行し、寛文七年、慶安元等亦刊行したり、十卷本は尾張大須實生院本を寛政十三年刊行せり、此他寫本數本あり、文政中披讀十卷本を基とし、以上諸本を校合せるもの、尤も完備す、明治十六年四月印刷局より刊行せり、源順(和名類聚抄釋義四冊(僧契沖)箋註倭名類聚抄(狩谷掖齋)等(箋註倭名類聚抄))

ワヨシヤウ 和與狀 鎌倉時代訴訟の時、問答中一方承諾して和解せる時、雙方より奉行に出す文書を云ふ、奉行は其狀によりて下知狀を作り、之に授けて證となす例なり、其證判を袖に書くと、裏に書くとの二様あり、一に之を和與認可狀とも云へり(沙汰未練書、武家名目抄)

ワラハ

ワラハサウゾク 童裝束 童の着用する裝束をいふ、細長(ホツナガ)と汗衫(カザミ)との二種あり、各其條につきて見るべし、

ワラハナ 童名 幼稚の時付する名、元服以前に用ふ、また小字、乳名、若名とも稱す、公家にては、攝家は何君、清華以下は何丸など、稱す、鶴君、松雄君、藤丸、鈴丸の如きこれなり、又何若丸、何千代丸とも稱し、略して何若、何千代ともいふ、武家及び其以下の庶人等は、堂上家のごとく、何若、何千代、何丸等の稱多く行はれたり、源義經が牛若丸、豊臣秀吉が日吉丸、徳川家康が竹千代といへるがごときこれ也、又何松とも付けたり、福島正則が市松、徳川忠長の國松などいへるにて知るべし、箱王、春王、松王、蓮花王など、何王と稱すること、早く平安朝時代の末葉より行はれたり、王はもと皇族の稱

ワラハ

なるが、轉じて庶人の幼名に付すること、なれるなり、又室町時代の末より、江戸時代の初にかけて、幼名にオ字を加へ、女の名らしく呼ぶこと行はれたり、水戸光圀の幼名長丸なるをお長といひ、本多成重の幼名仙千代なるをお仙といへるが如きこれなり、名(ナ)參看(大鏡、曾我物語、今物語、源平盛衰記、太平記、平治物語、太閤記、四季草、貞丈雜記、玉勝間、元服法式、南留別志、故實拾要、類聚名物考、徳川實紀、支同筆記)

ワラハヤミ 瘡 病名、隔日に起る故にオヨリとも名づく、又冷戦寒熱とも書す、古言ワラハヤミ、熱病の寒熱、日を隔て時を定めて發る、其發るをフルフと云ふ、

國史大辭典終

國史大辭典補遺

カイトフ

戒牒 僧侶受戒の公驗を云ふ、貞觀以後延喜頃の制は、戒を受くるには、度縁を受くるの後、寺に入りて、二年若しくは三年の間、沙彌の行を練業したる後にあらざれば受くるを得ず、而して之を授けんとするには、毎年三月以前、僧綱より諸寺に牒して、受戒すべき者の名を進せしめ、綱所に集會し、治部支蕃共に名籍を勘へ、兼て法華、最勝、威儀三部經を試験す、即ち年六十以下、二十五以上を簡定し、更に三七日に悔過を修せしめ、四月十五日以前に受戒日を定めて、近畿は東大寺、坂東十國は下野薬師寺、九州は筑紫觀世音寺に登壇受戒せしむるなり、既に受戒畢らば、僧數を録し、十師連署して太政官に進めて上奏し、治部省は度縁の末に、受戒年月日を註し、并に官人署名し、省印を捺して記驗となすなり、然れども又時代によりてや異なる所なきにあらず、カイトフ參看(類聚三代格、延喜式)今左に其の一例を示す、

僧綱藤近江國師

今年受戒僧事

僧最澄年廿(近江國滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口同姓廣野、黒子 頭左一 左肘折上一)

牒上件僧、以今年受戒已畢、國師承知、經於國司、編付國分寺僧情、今以狀下、牒到奉行、

カイトフ

延暦四年四月六日 從儀師 常耀
大僧部賢跡 威儀師 明道
少僧部行賀 威儀師

キンカ

禁河 王朝時代、天皇の御遊獵ある可き爲特定したる河を云ふ、一般國民の遊獵を禁ぜし故に名づく、山城の埴河、葛野河等之なり、埴河は即ち上桂川にて左衛門尉檢知し、葛野河は即ち下桂川にて右衛門尉檢知したり(拾芥抄)

公文 諸社寺庄園等にて、文案を掌る所職をいふ、寺の公文は、所司の内、故實を明めし者を以て補す、また俗人にて之を勤む、河内金剛寺文書承久二年下文に、公文前大藏承中原と見えたり、又公文の上を總ぶるものを總公文と云ふ、所司系圖に、行親房長宗始めて總公文に補すと云へり、庄園の公文は、庄園内にて、文筆に明らかなるものを以て補す、保延五年河内國小松寺縁起に、公文、公文代と見えたり、これは文書に見えし古きものなり、鎌倉時代以後に至りては、多くの庄園に之を置く、常に給田畠を興へ、加徴米等を給したりしこと、高野山文書、東寺百合文書等に見えたり、

クワンジン

勸進 衆庶を教化して佛道に入らしむることを云ふ、後には専ら、寺院、堂塔、佛像等を建立修覆する時に、僧侶等が、四方の信徒檀那に勸めて錢財を淨捨せしむることのみ云へり、之を勸進する僧を勸進上人と云ひ、勸進の趣旨を詞書にしたるものを勸進帳と云ふ、又勸化帳とも募緣疏とも云へり、鎌倉時代の始めに當りて、高野山の僧饒阿は、高野山建立に力を盡し、東大寺の重源は東大寺以下諸寺の建立に力を盡して、四方に勸進せしより、世に勸進上人又は大勸進上人と云へり、後には泉涌寺の歴代又勸進上人として、諸寺佛像を建立したりき、源平盛衰記文覺高徒勸進の條に「此に文覺思ひけるは、宿因多幸にして、出家入道の身故、破壊の堂舎を修補し、無縁の道場を相訪て、二親の菩提を助け、平等の濟度を垂れんこと、剃髮染衣の

クワコ

過去帳 佛寺にて死亡したる檀那の法名、死亡の年月等を記載せる帳簿を云ふ、

クワン

鬼澤とも靈澤とも云ふ(類聚名物考)西山上人傳に「昔南都の西大寺には、過去帳現在帳とて二つあり、過去帳には死したる人の名を書付け廻向し、現在帳には生れたる人の名を付くるとなり、和泉式部存生の時、現在帳にはつかず、過去帳に名をつけしかば、皆人之を聞て、生たる人の、過去帳に付事、いぶかしく云し時、式部が答へし歌に、あづさ弓はつるべきとは思はれどかたてなき身の數に入るかなとよみしとぞ」と見えたり、

カイト

キンカ

クワン

トサシ

思出たるべし、但自力造營の事は、いかでか叶べきなれば、智識奉加の勳進にて、自他の利益を通せんと思ひつゝ、十方上下の助成を申行ひける程に(中略)大慈大悲の君、十善万乗の主として、なかむ御奉加聞召入られず、口惜き御事、そ、大願の意趣御聽聞あるべしとて、勳進帳をさつとひるげ、調子もしらす大音聲を放して是を讀み云々」と見えたり、

トサシ

三年の役 名義 戦争の期間が、三年に亘れる故の名にして、前九年役に對する稱なり、後三年軍記には、永保三年三月に始まり、寛治五年畢るとなしたれば、九ヶ年に亘れり、大日本史には、中右記によりて、寛治元年に平定せるものとなしたれども、猶五ヶ年なり、然るに近時岡田正之氏は、後二條關白師通の日記に、「應徳三年九月廿八日、殿下、藤大納言召、左衛門督、陸奥兵起事、義綱出羽可、使歎如何」と見えたるも、中右記に、寛治二年二月源義家と藤原基家と、陸奥守更代の事を記し、未功課の期に至らざる由を記したる時に本づき、當時國司の任期四年なれば、之によりて逆算するに、永保三年とせば五ヶ年に及ぶが故に、永保は應徳の誤なるを論じ應徳三年に始まり、寛治元年に畢り、其間には二ヶ年なれども、大略に後三年といへるなるべしといへり、猶後考を俟つ、而して此稱呼は、保元物語に始めて見え、吾妻鏡承元四年の條に、「奥州十二年合戦關白基家被召下之」とあり、これ前九後三を合せたる數なるべし、起原 始め清原武則、阿部貞任を討つたる功により、鎮守府將軍となり、其族の強大を致せしが、其子武貞、武衡あり、武貞家を襲きて、太子眞衡に傳ふ、是に於て眞衡は、陸奥伊澤、加賀、江刺、神枝、志波、若手六郡を領す、これより先武貞、藤原經清の妻を納れて家衡を生み、經清の子清衡もま

トサシ

た母に從うて武貞に養はる、時に眞衡、父祖の餘業により、勢益々強盛にして、門族自ら其臣僕となる、而して眞衡子なかりしが故に、平安忠の子成衡を養うて嗣となし、また源頼義の女を聘して之に配す、眞衡の姑夫吉彦秀武出羽より來りて祝賀し、多く酒饌を齎し、盤に黄金を盛り、之を捧げて謁見したるに、會々眞衡は客と恭を圍み、秀武を顧みざりしを以て、秀武即ち味を齎らす所の酒饌に放ち、金を投じて出羽に歸る、眞衡聞いて大に怒り、兵を發して之を討つ、秀武使を遣はして清衡家衡を誘ふ、清衡等之に應じ、陸奥出羽の地遂に亂る、應徳三年源義家陸奥守となるに及び、眞衡を助けて、共に秀武を攻む、清衡家衡間に乘じて眞衡の館を襲ふ、尋で義家は家衡の沼澤を攻めたるれども、利なくして退きしが、會々武衡兵を率ゐて沼澤に來り、共に謀を合はせ、遂に移りて金澤備に據る、既にして秀武清衡等は義家に屬し、武衡家衡を攻む、秀武義家に説くに曠日持久の計を以てす、義家之に従ひ、長圍の陣を張り、自ら其二面を圍み、弟源義光、清衡等、各々他の一面を圍む、按ずるに、此亂の端を開きしものは秀武にして、清衡は其黨與なり、いま秀武清衡は義家に屬し、策を獻じて武衡家衡を攻む、其間の關係は、史上掲げて詳かならず、又眞衡の行爲も、此後史上に見ゆる處なし、疑ふべし、既に於て糧中食乏しく、武衡、義光に就いて降を請ふ、義家聽るさず、糧中管燈日に基し、十一月家衡自ら糧を燒き服を變じて逃れ、武衡は池中に匿れたりしが、義家の兵之を捕ふ、命じて之を斬らしむ、尋で家衡また縣小次郎次に殺され、奥羽悉く平ぐ、十二月義家國解を上りて曰く、武衡家衡謀反し、罪阿部貞任に過ぐ、然るに今殺戮を煩はさずして、幸に討平することを得たり、請ふ速に

トサシ

追討の官符を下されなば、其首を闕下に獻ぜん」と、延議以て私闘と爲し、官符を下さず、其功をも賞せざりしかば、義家即ち首を路傍に棄て、京都に歸り、私費を以て將士を賞せしを以て、關東武士をして、寧ろ朝廷に背くとも、源氏に叛く勿れといはしむるに至れり(大日本史、大日本通史、史學雜誌、後三年の役) シキ 式 諸官符に於て、諸官符に屬する事務を記載し、併せて令に載せざる制度を規定せるものないふ、應徳天皇十年に、禁式九十二條を立つること書紀に見えたるは、延喜の彈正式の如きものにして、禁制の一部分に就きて設けたる法なるべく、雜律に「違令者笞五十、別式者減二等級」とあり、職制令に「稱三律令式不便於事云々」とあり、此類なるべし、また神祇令に「依別式」とあり、田令に「依式給租」とあるも、専ら其一事に就きての程式なりしならん、養老元年に、大計帳、四季帳、六年見丁帳、青苗簿、輪租帳等の式を以て、七道諸國に頒下したるは、帳簿の書式に係り、計帳は延喜の主計式にもあり、租帳、青苗簿の式は、主稅式にもあり、尋で天平寶字三年に、石川年足奏して別式を作り、律令と並べ行はんと請ひ、各々其政を本司に繋けて、二十卷と爲し、桓武天皇の延暦二十二年には、勘解由使より諸國司交替式一卷を撰進せり、蓋し是より先に、或人私に、古來の勅書官符省例問答等を抄して交替式と題したる書ありしかど、政を爲すに不便なるを以て、更に撰びたるなり、これは、詔勅官符律令等を雜へ載せたるものにして、格式の體を兼ねたるもの、如し、貞觀十年に至り、更に内官の事を併せ、内外交替式二卷を修せり、これも勘解由使の奏する所なり、延喜二十一年に、勘解由使また内外官交替式を撰す、これは詔勅律令を、一項の文に改め成して、全く式の體を成せり、また弘仁十二年に、藤

トサシ

(式内) 原冬嗣等に詔して、内裏式三卷を修定せしめ、恒例臨時の儀式を載せたり、なほ弘仁儀式十二卷、貞觀儀式十卷、延喜儀式十卷あり、皆儀式の書なり、また弘仁十四年山田福吉等の撰上せる功程式あり、これは延喜の内匠木工の二式の如くなるものなるべし、以上は并に皆式の餘流にして、律令と並べ稱すべき式にあらず、因て桓武天皇の御宇に、藤原内膳等に詔して、格式を撰定せしめしが、天皇の崩御に會して一時中止し、弘仁十一年に、式四十卷を撰びて施行せり、此式は大寶元年以來の、諸司の文案を採りて綴り成せる者にして、藤原冬嗣等が、勅を奉じて撰する所なり、世に弘仁式といふ、式を撰する事、弘仁式に不足を補ひ、貞觀式二十卷を撰ばしめ、弘仁式と並べ行はしむ、延長五年に至り、藤原忠平等弘仁貞觀の二式を併せ、延喜式五十卷を撰す、(エンギシキ)參看政事略などに、弘仁貞觀の二式を載せたるを見るに、延喜式と異同あれば、延喜式は、二式を併せて、更に改正刪補を加へたるものなるべし、而して弘仁貞觀の二式は亡び、延喜式のみ今日に傳はれり(近時和田英松氏、弘仁貞觀二式を詳籍より集録し、式逸二卷を編せり、續々群書類從法制度に収む)

トサシ

延喜式 延喜式の註に延喜式工事解三卷、同工事通解一卷あり、并に春田永年の著也、律令(リツリヤウ)格(キヤク)カウタイシキ參看(古事類苑法律部)

トサシ

成 功 名義 王朝時代以後、私物を獻じ、又は朝廷臨時の公用(造宮造寺の類)を勤めたる功により、任官叙位せらるゝを云ふ、即ち一種の賣官賣位なり、原田延喜天曆以來、紀綱廢壞して、國用支給せず、諸國人民の資を得て、任官叙位したりしより起りて、白河上皇院政以後、流弊盛なる

トサシ

に至れり、任官は、元正天皇養老五年六月太政官奏して、内外文武散位六位以下、及び勳位并に五位以上の子孫、并に資を納れて、番考を成さしめたる者、選て衣食に乏しきより、之を止むべしと云へること見えれば、錢財を收めて、官に就かしたる濫賜は此の以前にありしものなるべし、叙位は養老六年閏四月勅して、民に募り穀を出さしめ、陸奥國鎮所に運輸せしむ、道の遠近によりて、遠は二千斛、次に三千斛、近は四千斛にして、外從五位下を授けしめたるを初見とす、聖武天皇天平勝寶元年五月從七位上陽候史令珍等四人、各錢千貫を買せるを以て、并に外從五位下を授けたり、是錢を納めし始めなり、爾後蓄積を出して窮斂を責け、私積壘田を國分寺に納るゝ類は、多く外從五位下に叙せられたり、即ち後世私資を納れて爵位を買ふ濫賜なり、桓武天皇延暦十六年六月錢を輸して爵を求むるを禁じ、同十九年二月亦禁じたりしを見れば、此頃成功漸く盛なりしを見るべし、後諸國の百姓贖勞料を收めて、檢非違使、勞師に補せしが、延喜十四年四月三善清行意見封事を上りて、徒に公俸を費し、空く其名を帶し、其の器にあらざるを以て、停止せんことを請へり、贖勞はもと贖勞と書し、官人の理を以て解任したる者、考滿の年まで、國府へ出仕せしを云ひしが、後には定額外の散位は錢を納れて出仕せず、之を贖勞、錢と云へり、蓋し差役の勞を賜ふ意なり、天曆十一年十二月菅原文時意見封事にも、賣官を停めんことを請ふとあり、而して當時の賣官は、六衛府の官人なるが如し、昌泰四年播磨國解に、此田の百姓過半六衛府の官人宿御と稱して課役に備らすといひ、延喜二年但馬國解に「此國賣産ありて事に從ふべき輩、既に諸衛府舍人を帶ぶ」などの句見えたるにて、其一班を知るべし、後諸國

トサシ

(切任事) に庄園充滿し、國司私利を専らとし、國庫の收納減少せしより、造宮造寺以下總て臨時の使用ある時には、私物を徵納して其の功を成し、官位を申請せり、又國司任期滿つるや、費用を供して造營等に備へ、再任を請へり、之を重任の功と云ふ、後三條天皇之を禁せしが行はれず、白河鳥羽二上皇院政を行ふに及びて、造宮造寺盛に起り、隨て成功の輩を募ること盛になり、弊害愈々多かりき、爵位は進納の多きものには、五位以上をも授けたり、鎌倉時代益々行はれて、後嵯峨天皇寛元の頃は、除目の度毎に、四府の尉各十二三人を任じ、又治部丞五人を、一度に任じたることあり、故を以て平經高は「公事毎度、被行成功之任、雖知末世之至、猶可悲」と歎じ、又靱負尉以下無量無數と慷慨せり、成功により物を獻じたる有様を見るに、堀河天皇康和五年十一月一日の除目に、武藏守源顯俊八百匹、故中堂食堂功、筑後權守藤原定時、造尊勝寺行事所進九百匹と見えたり、鎌倉時代後深草天皇の頃は、靱負尉は八百匹、兵衛尉は四百匹、諸司の二分は二百匹を出さしめたり、後宇多天皇の頃は、入省丞七百匹、諸司助千五百匹、司九五百匹、諸國權守千五百匹、近衛將監八百匹、靱負尉千五百匹、兵衛尉千匹、馬九六百匹、靱負尉千五百匹、法眼千五百匹、法橋千匹を出さしめたること、勳仲記に見えたり、蓋し思ふに、國用の不足は固よりなるも、此頃に至りては、武家の官位を望む者多くなりしより、かく増加したる者か、室町時代に至りても、皆成功にて官位を受けたり、但し稍々其の性質を異にし、任官叙位の拜禮として物を獻じたり、蓋し成功の遺風なるべし、其の禮物は參議成功太刀折紙紙銀五十枚、中將成功黄金三枚、少將成功銀三十枚、侍從成功銀三十枚、諸大夫成功黄金一枚、從三位成功黄金三枚、四位成功

トサシ

トサシ

トサシ

トサシ

ダイカ

黄金一枚にて、此外仙洞女御を始め、上卿職事以下の官人、上臈長橋局等に贈遺の物ありたりと云ふ(陽春廬雜考)

ダイカク

大學 名義 朝廷にて京都に設立したる學校の一 起源 沿革 天智天皇始めて學校を設け、鬼室集斯を以て、學職頭となしたり、これ大學の濫賜なり、其の制度は、詳かなること知り難きも、天武紀六年五月の條に大博士百濟人率丹、持統紀五年四月の條に大學博士上村主百濟、同年九月の條に音博士大所續守、書博士百濟末士善信等の名あるを見れば、明經以下書博士迄もありたるを知るべし、大寶令の制に至り大學の制備は、式部省の下に大學寮を置き、以て學事を掌らしめたり、然れども其制度は、全く唐制を模したるものにして、特に秀才の試験の如きは、唐にても峻難の科として早く廢絶し、明經進士も登第者多からざると云へる程なれば、我國には蓋し至難中の至難なりしを以て、養老以後遂に學制を改むるの止むを得ざるに至り、神龜五年十月律學博士二人、直講三人、文章博士二人を増設し、平城の朝には、紀傳博士を設け、後また諸道にも直講を置き、博士助教を助けて教授に従せしめたり、書道は、博士は舊の如く置きしも、別に一道とせず、書學生を停めたり、是を以て後には紀傳、明經、明法、算を四道の學と云ひき、年餘も平城天皇の時、諸王五位以上の子弟は十歳以上としたり、延喜式の制、年餘を限らず、試験の上入學を許し、五位以上の子弟は、無試験にて之を許したりき、又諸道に優等の學生を撰抜して得業生と稱し、時服食料を給ふ、得業生七年以上なれば、本道の博士の學によりて、式部の課試に應ずるを得、文章得業生は、大寶令の秀才、文章生は進士に當る、文章生の假編入を擬

ダイカ

文章生とし、二十人を限りて、春秋二期に試験し、文章生に補し、年を経れば、學問料を給ひたり、此時に當り、文物典章燦然として備はりしと雖も、其の實に至りては、年を遂うて諸政漸く亂れ、學事も隨て衰頹せしこと、三善清行の意見封事によりて明らかになり、蓋し藤原氏權を專にせしより、門閥を貴び、人材を抑蔽し、學業を獎勵せざるを以て、學生は青雲に上るを得ず、經術不遇、窮困したるを以て、學に志すもの少く、次第に衰微したるものなるべし、保延年中に至りては、學舎頹弊を極めたりしが、其の後火災兵革相繼ぎ、足利氏の未に至りては、殆ど其所在を失はんとするに至れり、事務の長官を頭と云ふ、助、助少允、大小屬各一人、教官に博士一人、助教、音博士、書博士等博士各二人ありて、諸生を教授したり(なほ職員校舎の所在等に就きては、大學寮考、博士助教は經に明かにして、德行の師範たる者を選び、書算音博士は、藝術の優等なるものを取りて、各其専門の學科を教授せしむ、課程には以上の外に、法律紀傳の學科ありしも、當時専門の博士を置かざりしは、經學の博士助教之を兼ねしものならん、學生は、令の制、五位以上の諸王諸臣の子弟、及び東西の史部の子弟に限り、八位以上の子は、情願すれば之を許し、年餘は十三歳以上十六歳以下にて、性質聰明善良なるものを撰び、人員は四百三十人とす、其の他は入學を聽かず、入學には束修の禮を行ひ、學中の席次は、王臣の別なく、長幼によりて定め、學は九年と限り、若し九年に及び貢舉に堪へざるもの、及び毎學年の試験に落第する事三度に及ぶものは退學せしむ、延喜式の制、通常人も猶一經に通ずる者は、試験を経て、入學するを許したり、經學、紀傳、文章、法律、書算、音の七科にして、成業の學生

ダイカ

は、秀才、明經、進士、明法、書、算の六道に分ちて之を擧用せり、素讀を先にし、素讀終りて後、義理を講ず、素讀は反覆熟習して、十日間に千字を暗誦せしむ、秀才進士の試験に應ずるものには、作文をも授けたりしが如し、文章は、六朝駢體の體を用ひ、支那の故事を用ひて、巧に之を排列したり、教科書は、明法のみ我國の律令を用ひ、他は悉く支那の書を用ひたり、左氏春秋(服虔もしくは杜預註、鄭玄註、以上大經)毛詩、周禮、儀禮、共ニ鄭玄註、以上中經)周易(鄭玄もしくは王弼註、尙書(鄭玄もしくは何晏註)等にして、文選爾雅等は隨意料としたり、論語は一般學生に課し、其の他は才力に應じて、一大經一小經に通じ、或は二中經に通ずるを二經に通ずると云ひ、大中小經に通ずるを三經に通ずると云ひ、二大經及び其の他の三經に通ずるを、五經に通ずると云ふ、註は本文は勿論、諸家の註釋文を熟習せしめ、一經を授け終るの後、他經に移らしむ、算科の教科書は、孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開、重差、周髀、九司を用ふ、國算毎句に素讀講義を試む、之を句試と云ふ、毎年七月に講義のみを試む、之を年終試といふ、凡毎句休暇の前日に試験を行ひ、素讀は千字を讀み得れば、其の三字を覆ひて暗讀せしむ、講義は六千字毎に、大義三條を問ひ、二條以上に通ずるを及第とし、一條に通じ又は全く通ぜざるものは、差等に從ひて、管絃の罰を加ふ、年終式には大學頭助之を試む、此の外出仕を望む者の爲めに、貢舉の試験を行ふ、秀才、明經、進士、明法に分る、委しきこととは、ウゴレを見るべし(休暇は十日毎に一日、五月は田暇とて十五日、九月には授衣暇とて、十五日の休暇を與へたり(古事類苑文學部、日本教育史)

國史大辭典字畫索引

凡例

- 一、本索引は、本文標題中の難字、難訓のみを撰び、其読み方を知らずして、本文を檢出せんとする者の爲めに、編纂したり、
- 一、本索引は、畫數の少きものを先にし、同畫數のものは、偏旁の少きものを先にし、二字以上のものは、畫數に依らず、字數の少きものを先にし、本文の頁數を記入したり、

一畫	一人	一六五	三掛	三三
二畫	一上	一七〇	一線	三三
三畫	一各	一七五	一毛郡	三三
四畫	一各	一八〇	一宅氏	三三
五畫	一各	一八五	一庭郡	三三
六畫	一各	一九〇	一神氏	三三
七畫	一各	一九五	一御母	三三
八畫	一各	二〇〇	一御食	三三
九畫	一各	二〇五	一給氏	三三
十畫	一各	二一〇	一算役	三三
十一畫	一各	二一五	一和神社	三三
十二畫	一各	二二〇	一和神社	三三
十三畫	一各	二二五	一依羅神社	三三
十四畫	一各	二三〇	一依羅神社	三三
十五畫	一各	二三五	一養德慈仁宮	三三
十六畫	一各	二四〇	一女王	三三
十七畫	一各	二四五	一子良	三三
十八畫	一各	二五〇	一毛郡	三三
十九畫	一各	二五五	一居宮	三三
二十畫	一各	二六〇	一毛郡	三三
二十一畫	一各	二六五	一毛郡	三三
二十二畫	一各	二七〇	一毛郡	三三
二十三畫	一各	二七五	一毛郡	三三
二十四畫	一各	二八〇	一毛郡	三三
二十五畫	一各	二八五	一毛郡	三三
二十六畫	一各	二九〇	一毛郡	三三
二十七畫	一各	二九五	一毛郡	三三
二十八畫	一各	三〇〇	一毛郡	三三
二十九畫	一各	三〇五	一毛郡	三三
三十畫	一各	三一〇	一毛郡	三三
三十一畫	一各	三一五	一毛郡	三三
三十二畫	一各	三二〇	一毛郡	三三
三十三畫	一各	三二五	一毛郡	三三
三十四畫	一各	三三〇	一毛郡	三三
三十五畫	一各	三三五	一毛郡	三三
三十六畫	一各	三四〇	一毛郡	三三
三十七畫	一各	三四五	一毛郡	三三
三十八畫	一各	三五〇	一毛郡	三三
三十九畫	一各	三五五	一毛郡	三三
四十畫	一各	三六〇	一毛郡	三三
四十一畫	一各	三六五	一毛郡	三三
四十二畫	一各	三七〇	一毛郡	三三
四十三畫	一各	三七五	一毛郡	三三
四十四畫	一各	三八〇	一毛郡	三三
四十五畫	一各	三八五	一毛郡	三三
四十六畫	一各	三九〇	一毛郡	三三
四十七畫	一各	三九五	一毛郡	三三
四十八畫	一各	四〇〇	一毛郡	三三
四十九畫	一各	四〇五	一毛郡	三三
五十畫	一各	四一〇	一毛郡	三三
五十一畫	一各	四一五	一毛郡	三三
五十二畫	一各	四二〇	一毛郡	三三
五十三畫	一各	四二五	一毛郡	三三
五十四畫	一各	四三〇	一毛郡	三三
五十五畫	一各	四三五	一毛郡	三三
五十六畫	一各	四四〇	一毛郡	三三
五十七畫	一各	四四五	一毛郡	三三
五十八畫	一各	四五〇	一毛郡	三三
五十九畫	一各	四五五	一毛郡	三三
六十畫	一各	四六〇	一毛郡	三三
六十一畫	一各	四六五	一毛郡	三三
六十二畫	一各	四七〇	一毛郡	三三
六十三畫	一各	四七五	一毛郡	三三
六十四畫	一各	四八〇	一毛郡	三三
六十五畫	一各	四八五	一毛郡	三三
六十六畫	一各	四九〇	一毛郡	三三
六十七畫	一各	四九五	一毛郡	三三
六十八畫	一各	五〇〇	一毛郡	三三
六十九畫	一各	五〇五	一毛郡	三三
七十畫	一各	五一〇	一毛郡	三三
七十一畫	一各	五一五	一毛郡	三三
七十二畫	一各	五二〇	一毛郡	三三
七十三畫	一各	五二五	一毛郡	三三
七十四畫	一各	五三〇	一毛郡	三三
七十五畫	一各	五三五	一毛郡	三三
七十六畫	一各	五四〇	一毛郡	三三
七十七畫	一各	五四五	一毛郡	三三
七十八畫	一各	五五〇	一毛郡	三三
七十九畫	一各	五五五	一毛郡	三三
八十畫	一各	五六〇	一毛郡	三三
八十一畫	一各	五六五	一毛郡	三三
八十二畫	一各	五七〇	一毛郡	三三
八十三畫	一各	五七五	一毛郡	三三
八十四畫	一各	五八〇	一毛郡	三三
八十五畫	一各	五八五	一毛郡	三三
八十六畫	一各	五九〇	一毛郡	三三
八十七畫	一各	五九五	一毛郡	三三
八十八畫	一各	六〇〇	一毛郡	三三
八十九畫	一各	六〇五	一毛郡	三三
九十畫	一各	六一〇	一毛郡	三三
九十一畫	一各	六一五	一毛郡	三三
九十二畫	一各	六二〇	一毛郡	三三
九十三畫	一各	六二五	一毛郡	三三
九十四畫	一各	六三〇	一毛郡	三三
九十五畫	一各	六三五	一毛郡	三三
九十六畫	一各	六四〇	一毛郡	三三
九十七畫	一各	六四五	一毛郡	三三
九十八畫	一各	六五〇	一毛郡	三三
九十九畫	一各	六五五	一毛郡	三三
一百畫	一各	六六〇	一毛郡	三三

一畫 四畫

支倉常長	元慶	九元	生販	四元	牛首	三〇元	多磨郡	一七三	百濟	八七
支倉	內臣	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一六〇	百鳥耳原北陸	三三
支倉	舍人	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九	西生郡	一五九
支倉	官家	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九	寒多神社	一五九
支倉	公驗	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九	印	三〇
支倉	麻稻	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九	南郡	三〇
支倉	六月祓	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	切麻	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	虎落	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	風比禮	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	劉田郡	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	金橋宮	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	勿米關	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	反閉	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	天子	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	兒	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	狗	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	皇	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	透垣	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	探女	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	楓田	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	魂矛	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	名地鎮	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	之忍許呂別	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	秦氏	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	孔子役	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	少領	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	尺	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	屯倉	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	引佐郡	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	倍支	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	瓜哇	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		
支倉	甘榜岡	三三	一	四元	一	三〇元	多磨郡	一五九		

五畫

六畫

七畫

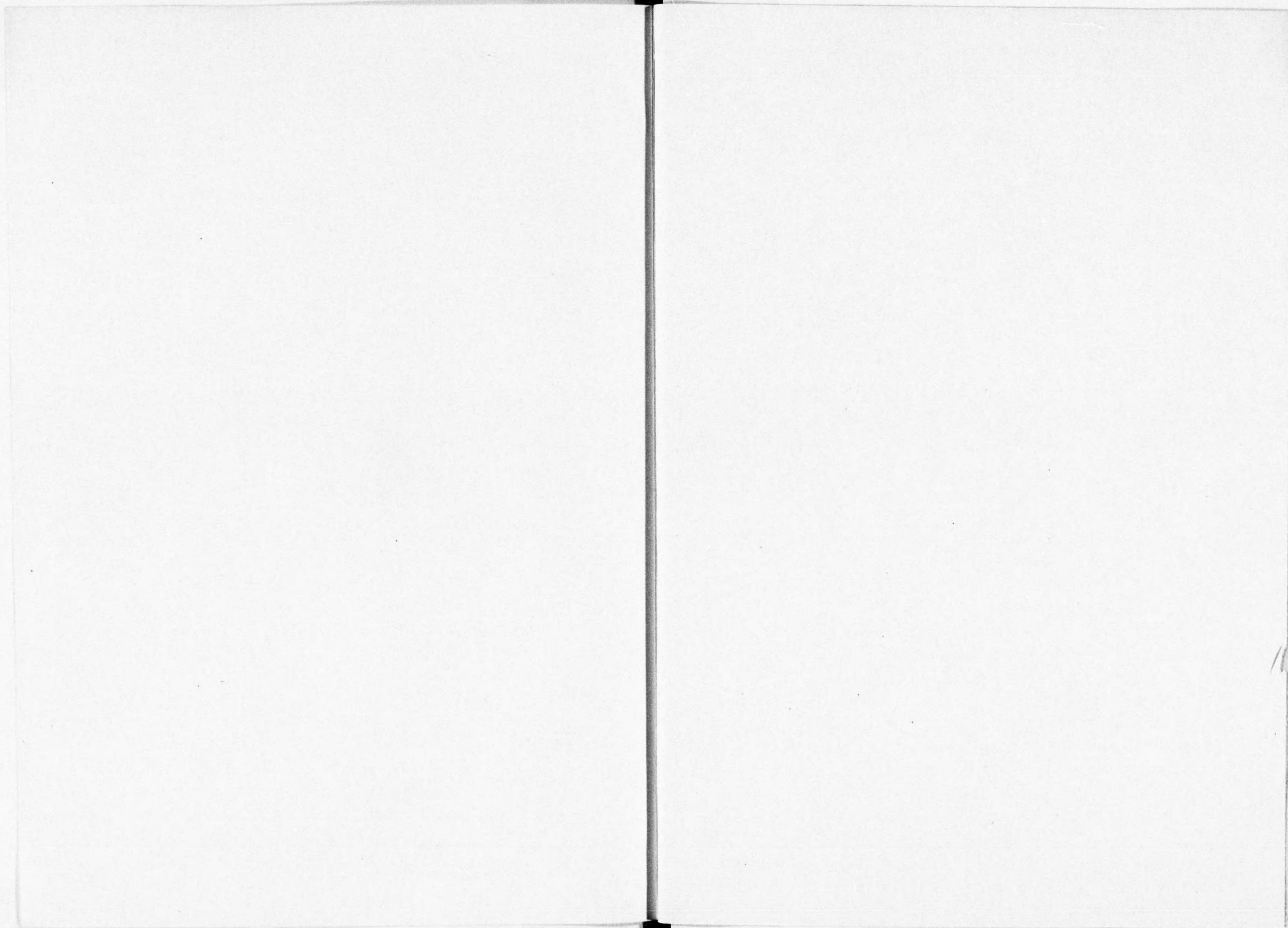
呂宋	二八三	和世	一六六	阿之乃介	五元	城飼郡	七六	筆道堂	二六
坂井郡	二八三	宮	一六六	知使主	五元	威衣郡	七六	紅卷	二六
夾牟	二八三	一	一六六	射加神社	五元	始羅郡	七六	一	二六
夾牟	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
尾上	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
希婦細布	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
廻向院	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
弟國宮	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
役	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
妖術	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
忌人	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
一寸	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
火御飯	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
壁親王	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
伴物	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
折桂試	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
更級郡	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
村主	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
渡威	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
杏葉紋	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
波上宮	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
沃懸	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
懸地	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
男居	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
色樓	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
大迹天皇	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
肝屬郡	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
近伏	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
返歌	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
防人	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六
院成	二八三	一	一六六	一	五元	一	七六	一	二六

八畫

九畫

十畫

エト2D68



終